

第3期
山武市子ども・子育て
支援事業計画

令和7年3月
千葉県山武市

はじめに

本市にとって、未来の希望である全てのこどもたちの最善の利益が尊重され、保護者の皆さまがこどもたちの成長に喜びや生きがいを感じることができる、そのような地域づくりが市政における最重要課題です。

市では、平成 27 年 3 月に「山武市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～令和元年度）を、令和 2 年 3 月に「第 2 期山武市子ども・子育て支援事業計画」（令和 2 年度～6 年度）を策定し、子ども・子育てを支援する施策を計画的かつ総合的に進めてまいりました。



この間も、少子化やこどものいる世帯における核家族化の進行、共働き世帯の増加など、社会環境は日々変化しており、児童虐待やヤングケアラーの問題、障がいや医療的ケアなどにより特別なニーズを持つこどもへの支援、こどもの貧困の解消など、子ども・子育てを取り巻く問題・課題が複雑化・複合化しております。

そしてこの度、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「第 3 期山武市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念『こどもと子育ての幸せ・安心を地域ではぐくみ、ささえる“こどもまんなか”のまち さんむ』の下、安心してこどもを産み、育てることができる地域づくりをさらに進めることといたしました。

第 3 期は、児童福祉法の一部改正による「こども家庭センター」の設置のほか、子ども・子育て支援法等の一部改正による「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の創設など、市として新たな施策・事業に取り組むことが求められております。

また、複雑化・複合化する問題・課題に対応するため、公共・民間を問わず関係機関や団体等が相互に連携・協働し、こどもと子育て家庭に寄り添い、応援する地域づくりが不可欠となっております。

“こどもまんなか”のまちを目指していく中では、市民の皆さまに様々なかたちで子ども・子育てに関わりを持っていただきながら、関係団体や事業者の皆さまとともに、地域社会全体の取り組みとして進めていきたいと考えておりますので、皆さまのより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました山武市子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただきました保護者の皆さま、パブリックコメントにご意見をいただきました皆さまに、心から厚くお礼申し上げます。

令和 7 年 3 月

山武市長 松下 浩明

目次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨と基本事項	1
2 計画の性格	2
3 計画期間	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況と課題	4
1 市の現状	4
2 児童人口の推計	9
3 ニーズ調査結果	10
4 山武市の子ども・子育て支援の課題	22
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	25
2 基本視点	26
3 基本目標	27
4 施策の体系	28
第4章 基本施策の展開	29
基本目標1：こども・親・家庭への包括的な支援	29
基本目標2：こどもへの支援	34
基本目標3：親・家庭への支援	44
基本目標4：地域・社会全体での支援	47
第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	51
1 量の見込みと確保方策の設定について	51
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	56
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	59
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	68
5 総合的な施策の推進	69
第6章 計画の推進	70
1 関係機関等との連携	70
2 計画の点検・評価	70
3 こども計画の策定	70
4 こどもの意見聴取と施策等への反映	70
資料編	71
1 計画の策定経緯	71
2 山武市子ども・子育て会議条例	72
3 山武市子ども・子育て会議委員名簿	74
4 国の法改正等の動向	75

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨と基本事項

(1) 本市のこれまでの取り組み

本市は、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度のスタートにあわせ、平成27年3月に「山武市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）を策定し、子育て支援施策、教育・保育事業及び母子保健事業の総合的な展開を図ってきました。

また、令和2年3月に「第2期山武市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）を策定し、“次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまち さんむ”を基本理念として、関連施策・事業のさらなる充実に努めてきました。

(2) 子ども・子育てを取り巻く国の動向

この間、国においては令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが示されました。

また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、こども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されることになり、令和5年4月に発足されています。そして、令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

そのほか、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置を努力義務化した児童福祉法等の一部改正（令和4年）や、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」の創設等を定めた子ども・子育て支援法等の一部改正（令和6年）が行われています。

さらに、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「すべてのこどもと子育てを応援」、「共働き・共育を応援」する施策が掲げられるなど、子ども・子育てを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しています。

(3) 計画策定の趣旨

このような状況の中、本市の第2期計画が令和6年度で終了することから、その実績や市民のニーズ等を踏まえた上で、国における関連法制度の改正等を踏まえつつ、「第3期山武市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本市は、新たな計画に基づき、家庭、地域、行政が一体となって、子育てに伴う喜びと次代への希望が実感できるような環境づくりを進めます。

2 計画の性格

本計画は、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を目的として、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定します。

また、本市の18歳未満のこどもと子育て家庭を対象に、市が取り組む次世代育成支援施策の目標や方向を示すものであり、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を含むものです。

さらに、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた、効果的な母子保健対策の推進施策を定めるものであり、国の成育医療等基本方針に基づく「成育医療等に関する計画」を含むものです。

そして、市の最上位計画である「山武市総合計画」をはじめ、地域福祉計画や障がい児福祉計画等保健・福祉・教育分野の関連計画や、県及び国の関連計画との連携・整合性を図るとともに、貧困家庭や障がい児等、社会生活を円滑に営む上で配慮を必要とするこどもや家庭を支援するための施策を含むものです。

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

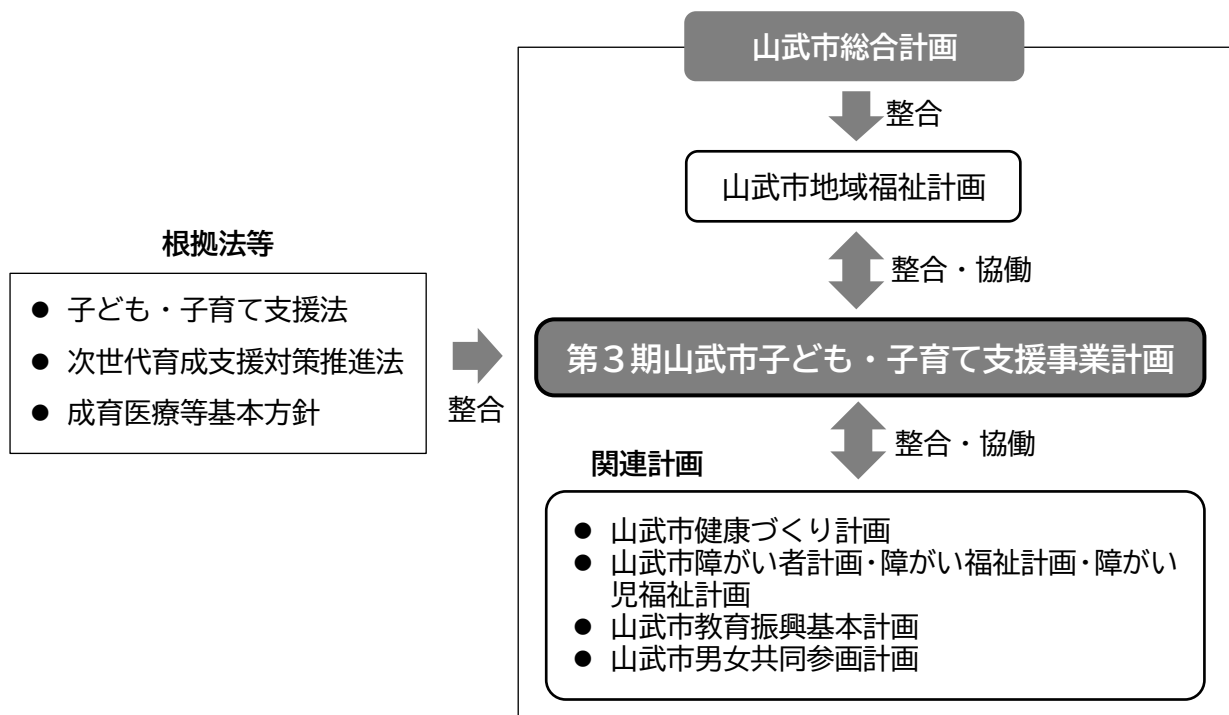
次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

成育医療等基本方針（成育医療等に関する計画）

- 1 成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向
- 3 関係者の責務及び役割

地方公共団体は、（略）例えば、基本方針を踏まえた計画を策定し、実施することなどが考えられる。その上で、国は、施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく地方公共団体の取り組みを推進するため、適切な支援を行う。



3 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画最終年度である令和11年度には計画の総合的な達成状況の確認と見直しを行います。

また、計画内容と実態に大きく乖離が生じた場合や計画内容に変更があった場合は、期間中であっても見直しを行うものとしします。

なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検を行いながら、着実に推進します。

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
本計画	→	第3期 計画策定	→	→	中間 見直し	→	改定	次期計画
第3次 山武市 総合計画	→	→	→	改定	次期計画	→	→	→

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況と課題

1 市の現状

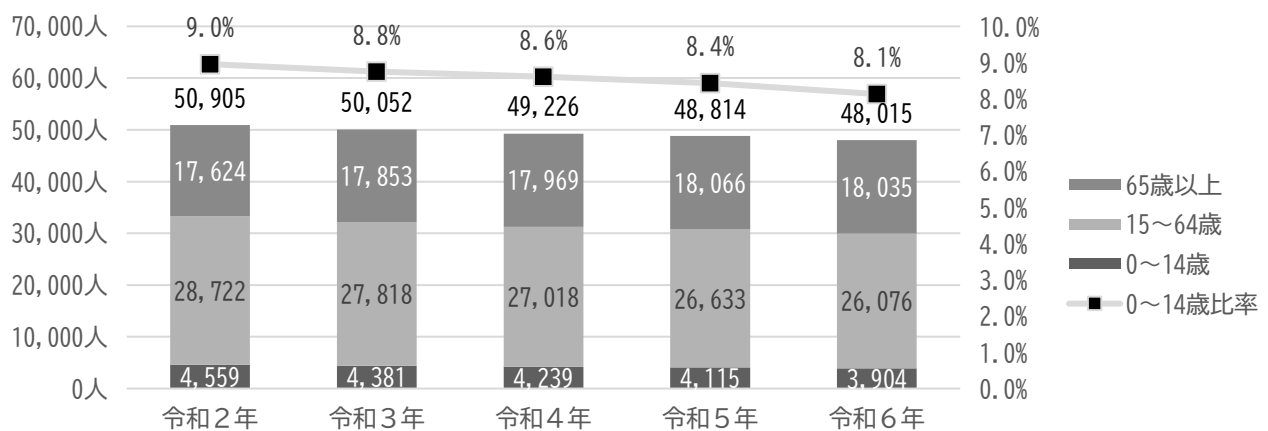
(1) 人口の動向

近年の本市の総人口は、令和6年4月1日現在 48,015 人で年々減少しています。

年齢3区分別人口は、0～14 歳（年少人口）と 15～64 歳（生産年齢人口）がいずれも減少傾向で、0～14 歳の比率は令和6年4月1日現在 8.1%と低下傾向で推移しています。

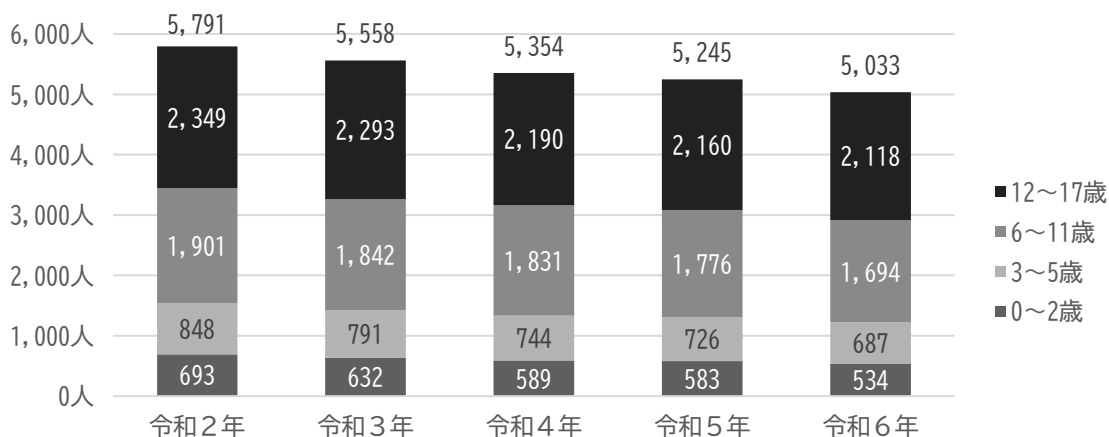
18 歳未満の児童人口は、令和6年4月1日現在 5,033 人となっており、いずれの年齢区分も減少傾向で推移しています。

■年齢3区分別人口及び0～14 歳比率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢区分別児童人口の推移



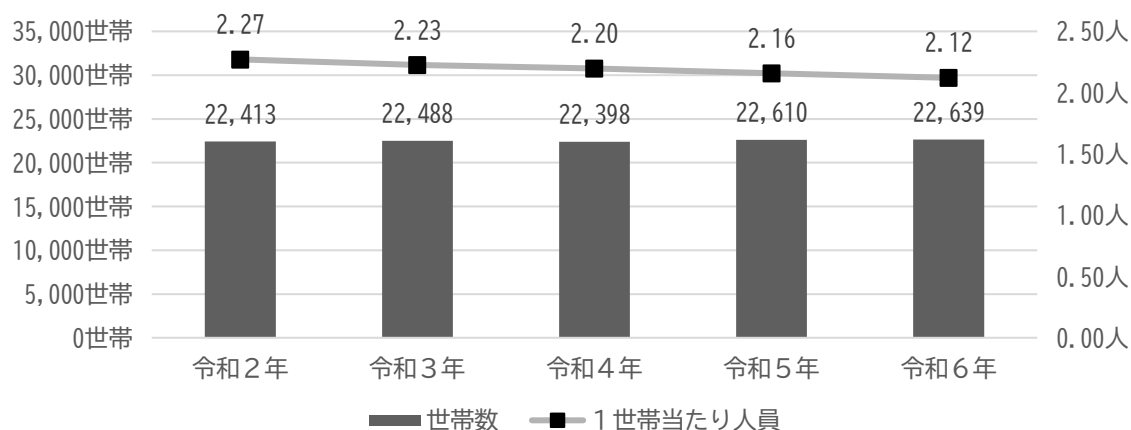
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯数の動向

本市の世帯数は、令和6年4月1日現在 22,639 世帯で概ね増加傾向で推移しています。

一方、1世帯当たり人員は、令和6年4月1日現在 2.12 人となっており、総人口が減少していることから減少傾向で推移しています。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 世帯構成

本市のこどものいる世帯の構成は、令和2年10月1日現在、6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯のいずれも、核家族世帯が全体の約70%を占めています。

また、ひとり親世帯（男親とこどもから成る世帯及び女親とこどもから成る世帯）は、6歳未満世帯員のいる一般世帯の4.0%、18歳未満世帯員のいる一般世帯の10.4%という状況です。

■こどものいる世帯の構成（令和2年）

	6歳未満世帯員の いる一般世帯		18歳未満世帯員の いる一般世帯	
全体	1,093	100.0%	3,257	100.0%
親族のみ世帯	1,083	99.1%	3,227	99.1%
核家族世帯	763	69.8%	2,287	70.2%
夫婦とこどもから成る世帯	720	65.9%	1,948	59.8%
男親とこどもから成る世帯	3	0.3%	49	1.5%
女親とこどもから成る世帯	40	3.7%	290	8.9%
核家族以外の世帯	320	29.3%	940	28.9%
非親族を含む世帯	10	0.9%	30	0.9%

資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

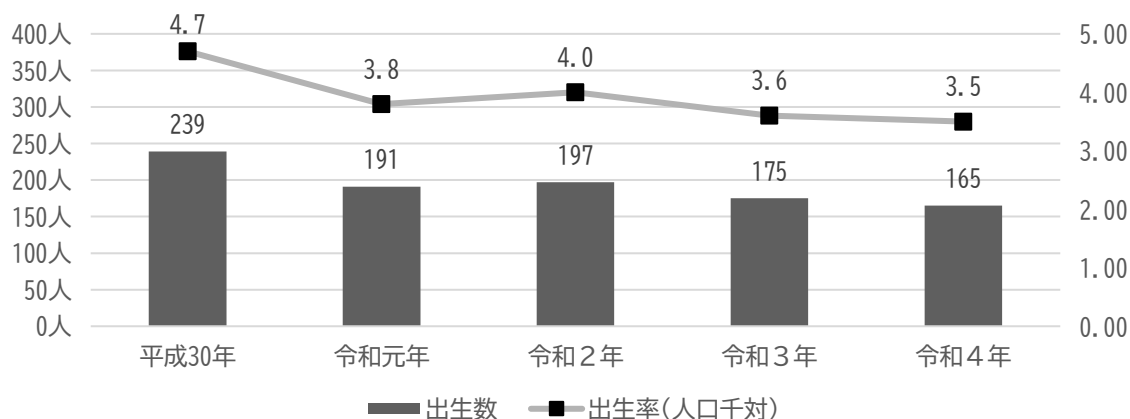
(4) 人口動態

本市の出生数は、令和4年が165人と概ね減少傾向で推移しており、出生率（人口千対）も概ね減少傾向です。

また、婚姻数は、平成30年、令和元年の150組前後から令和2年以降急減しており、コロナ禍の影響がうかがえます。

合計特殊出生率は、令和4年が0.92と1を下回る状況となっており、千葉県や千葉縣市部を下回る水準で推移しています。

■出生数及び出生率（人口千対）の推移



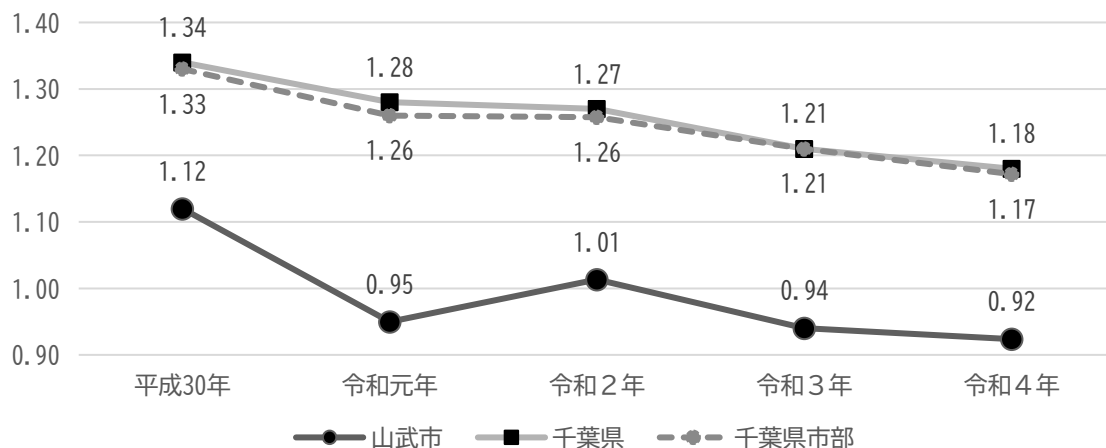
資料：千葉県衛生統計年報（人口動態調査）

■出生数及び出生率（人口千対）等の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数	239	191	197	175	165
出生率(人口千対)	4.7	3.8	4.0	3.6	3.5
婚姻数	156	149	109	116	120
離婚数	86	91	66	68	59

資料：千葉県衛生統計年報（人口動態調査）

■合計特殊出生率の推移と比較

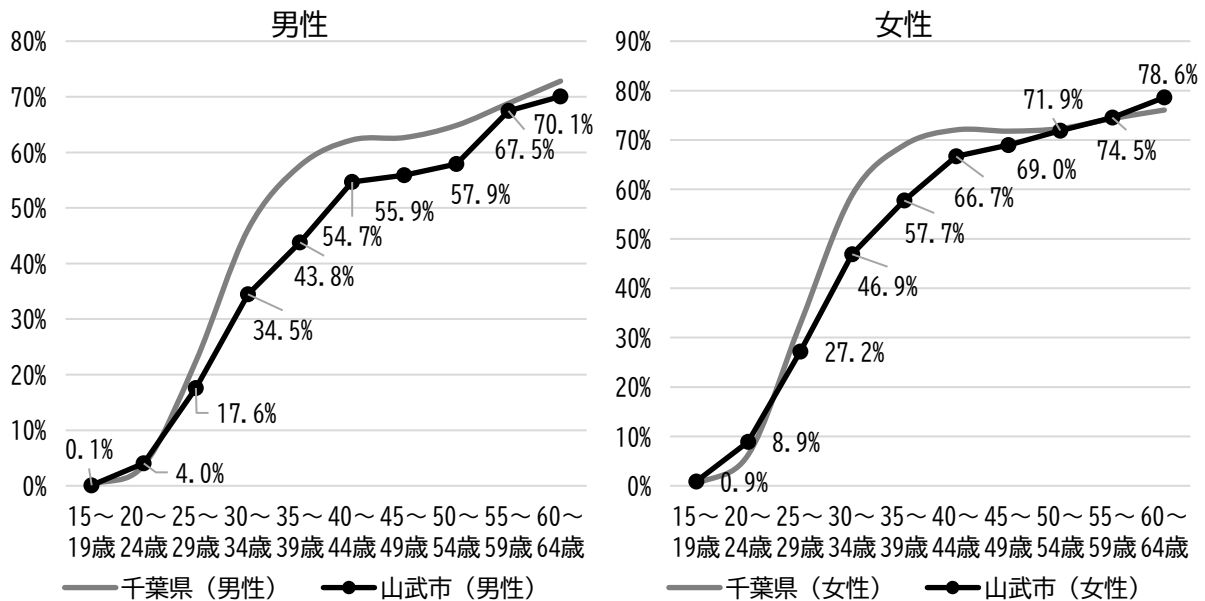


資料：千葉県衛生統計年報（人口動態調査）

(5) 有配偶率

本市の有配偶率は、男女ともに多くの年齢区分で千葉県の水準を下回っている状況です。

■年齢区分別有配偶率の比較（令和2年）

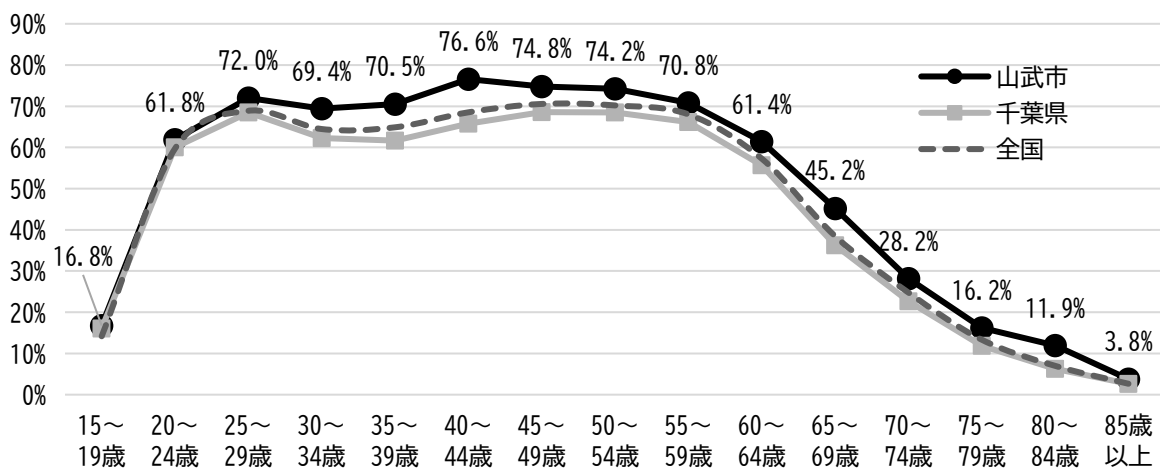


資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

(6) 女性の就業率

本市の女性の就業率は、全国及び千葉県と比較して高い傾向が見られ、特に30歳台前半から40歳台後半にかけての就業率が高く、出産期から子育て期において、仕事と子育ての両立を支援する施策・事業を推進していく必要があります。

■女性の就業率の比較（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

(7) 市内の認定こども園・幼稚園・保育園等の設置状況

令和6年度現在、市内の認定こども園・幼稚園・保育園等の設置状況は次のとおりです。

■市内の認定こども園・幼稚園・保育園等※（令和6年4月1日現在）

区分	名称	所在地
認定こども園	山武市立なるとうこども園	山武市成東 210 番地 3
	山武市立なんごうこども園	山武市上横地 887 番地 1
	山武市立しらはたこども園	山武市白幡 1919 番地
	山武市立まつおこども園	山武市松尾町金尾 441 番地
	山武市立おおひらこども園	山武市松尾町広根 1182 番地 1
市立幼稚園	山武市立日向幼稚園	山武市雨坪 12 番地
私立保育園	社会福祉法人 日向保育園	山武市椎崎 1331 番地 1
	社会福祉法人 若杉保育園	山武市横田 172 番地 1
	社会福祉法人 蓮沼保育園	山武市蓮沼ハの 1033 番地 3
小規模保育事業	五反田こどもの家	山武市松尾町五反田 2976 番地
家庭的保育事業	キッズアップ	山武市成東 215 番地 29

資料：市担当課資料

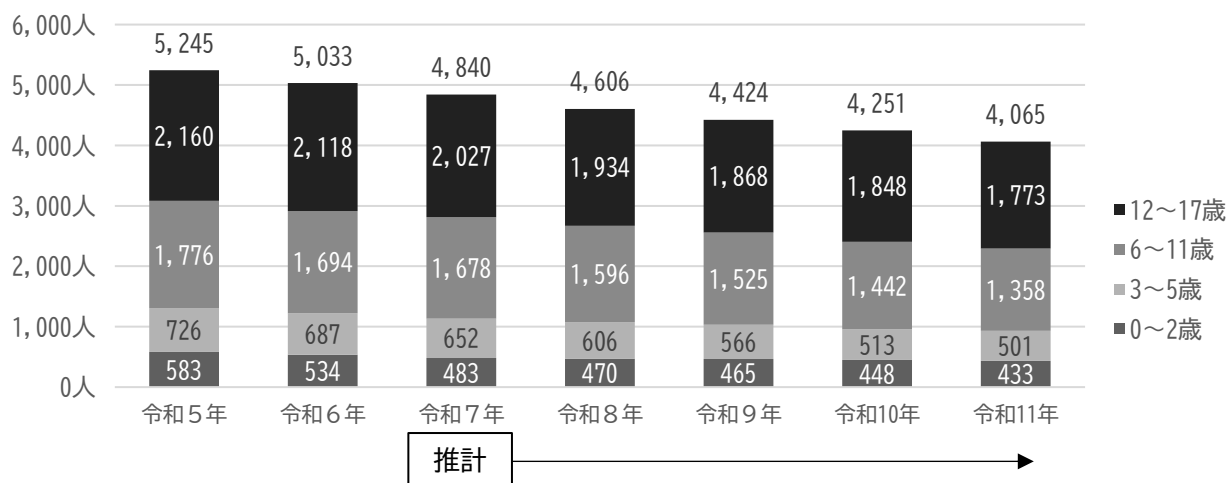
※認定こども園（以下「こども園」）、市立幼稚園（以下「幼稚園」）、私立保育園（以下「保育園」）と表記します。

2 児童人口の推計

18歳未満の児童人口全体では、令和11年には4,000人近くまで減少し、令和6年比で900人以上の減少を見込んでいます。

また、いずれの年齢区分も減少傾向で推移する見通しとなっています。

■年齢区分別児童人口の推移



資料：令和5年及び令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）

【推計方法】

◇平成31年から令和6年までの住民基本台帳（各年4月1日時点）における男女別・各歳別の実績人口の動静から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

◇0歳人口は、コーホート変化率を用いて推計した将来各年における15～49歳の女性人口に女性こども比を乗ずることで、将来各年における0歳人口を推計。

※推計に使用した女性こども比：平成31年から令和6年までの各年における女性こども比を算出した上で、その平均を求め、この平均値を推計に用いる女性こども比とした。15～49歳の女性人口と0歳人口との比を女性こども比として算出。

3 ニーズ調査結果

(1) 調査の概要

①調査の目的

本調査は、「第3期山武市子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～11年度）」の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や市の施策に対する、保護者の意見・要望を計画に反映することを目的として実施したものです。

②調査の対象と実施方法等

本調査は、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

■調査の対象と実施方法等

調査の種類	調査の対象	調査期間	実施方法
就学前児童の保護者調査	市内の就学前児童 (0～5歳児)の保護者	令和6年3月	郵送、こども園 等での配布及 び回収
小学生の保護者調査	市内の小学生 (小学1～6年生)の保護者		

③調査の回収結果

調査票の配布と回収の状況は、次のとおりです。

■調査の回収結果

調査の種類	配布数	回収数	有効回収数※	有効回収率
就学前児童の保護者調査	1,071	559	559	52.2%
小学生の保護者調査	1,355	622	620	45.8%

※小学生の保護者調査の無効票（白票）2票を除く

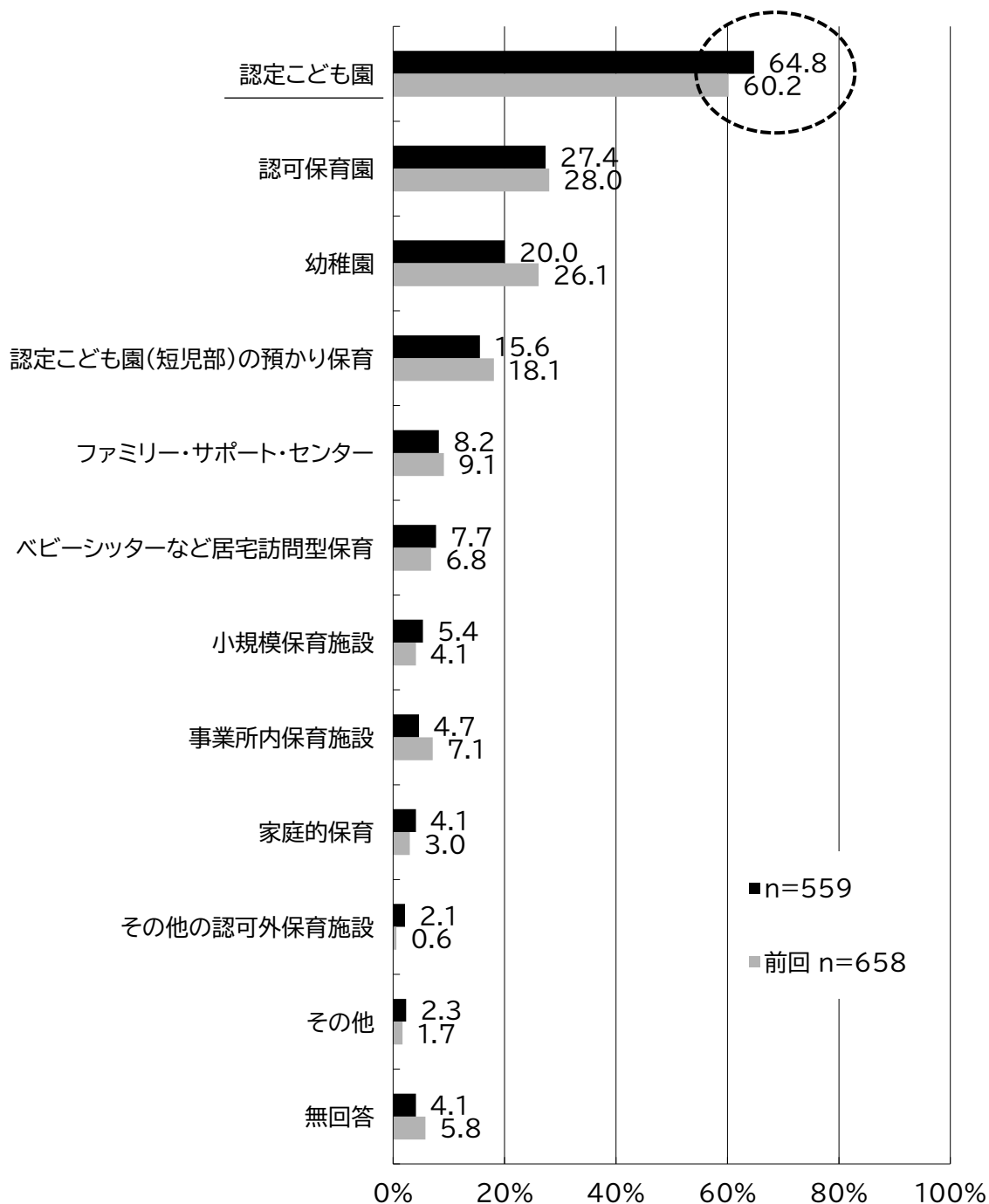
④調査結果の見方

- 各設問の選択肢は、その意味を損なわない程度に表現を簡略化している場合があります。
- 図の「n=〇〇〇」の数字は、各設問の回答者数です。
- 図表は、原則として各設問の総回答者数に対する比率を表示しています。
- 複数回答（あてはまるものすべてに○）の設問の集計結果は、各回答の比率を合計すると100%を超える場合があります。
- 図の横軸の目盛は、最も高い回答の比率が50%未満の場合は50%まで、50%以上の場合は100%まで表記しています。
- クロス集計（年齢など回答者の属性等と、ある設問を掛け合わせて集計したもの）の表内の網掛けは、各属性等で最も回答率が高いものです。
- 図の凡例で「前回」とあるのは、平成30年12月実施の調査のことです。

(2) 就学前児童の保護者調査結果 主なポイント

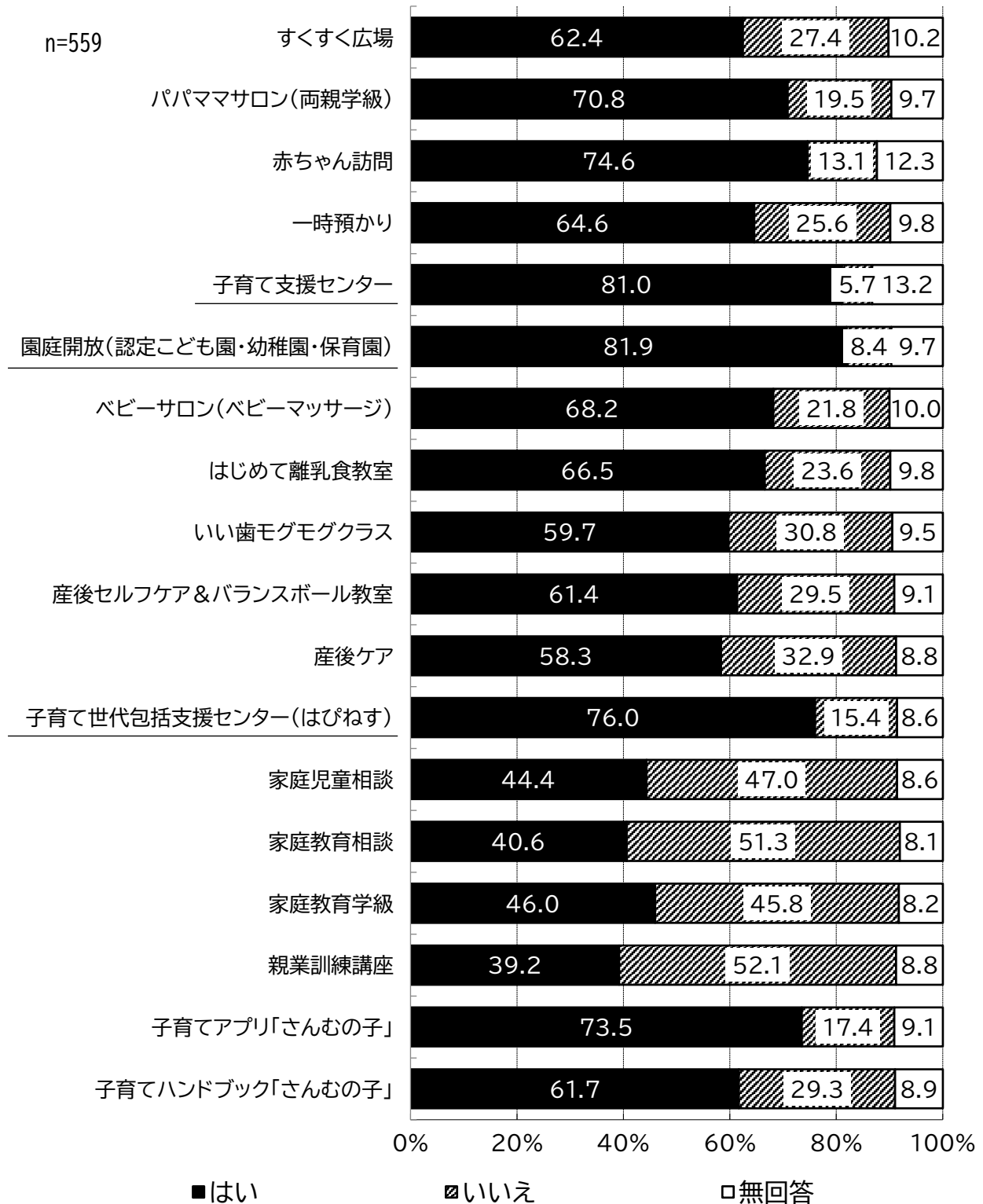
①定期的に利用したいと考える教育・保育の事業

「認定こども園」が64.8%と最も高く、次いで「認可保育園」が27.4%、「幼稚園」が20.0%と続いています。



②市の事業の認知度

「園庭開放（認定こども園・幼稚園・保育園）」が81.9%、「子育て支援センター」が81.0%とこれらが上位2つで、次いで「子育て世代包括支援センター（はぴねす）」が76.0%と続いています。



③お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

ひとり親家庭では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が57.1%と最も高くなっています。一方、専業主婦（夫）家庭では「いずれもない」が18.5%と他の類型と比べて高くなっています。

【家庭類型別等】

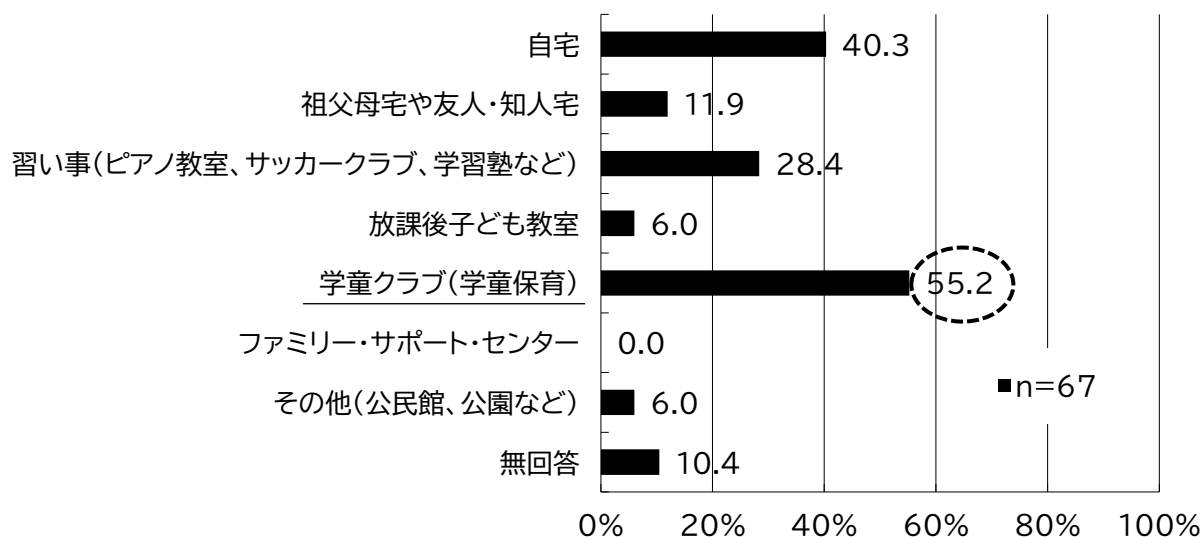
		回答者数 (n=)	日常的に 祖父母等 の親族 にみて もらえる	緊急時 も祖父母 等の親族 に用事 の際 にみて もらえる	日常的に 子どもを 預ける 友人・知 人がいる	緊急時 も子ども をみて 用事 の際 に友人・ 知人が いる	いずれ もない	無 回 答
	全体	559	41.0%	51.5%	2.9%	7.3%	9.7%	3.9%
家庭類型	ひとり親家庭	42	57.1%	42.9%	2.4%	7.1%	4.8%	2.4%
	フルタイム×フルタイム	206	44.2%	51.9%	1.5%	5.8%	8.7%	2.9%
	フルタイム×パートタイム	108	35.2%	57.4%	3.7%	10.2%	6.5%	4.6%
	フルタイム×パートタイム〈短時間〉	35	34.3%	60.0%	2.9%	5.7%	8.6%	5.7%
	専業主婦（夫）家庭	81	33.3%	48.1%	4.9%	11.1%	18.5%	3.7%
	無業×無業	2	50.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
子育ての不安 や負担感	非常に不安や負担を感じる	50	20.0%	50.0%	0.0%	8.0%	26.0%	2.0%
	なんとなく不安や負担を感じる	237	39.2%	54.0%	1.3%	4.2%	9.3%	3.4%
	あまり不安や負担などは感じない	187	46.5%	47.6%	2.7%	9.1%	6.4%	4.8%
	まったく感じない	69	50.7%	58.0%	8.7%	11.6%	5.8%	5.8%

（※）家庭類型・・・配偶者の有無や両親の就労状況（フルタイムやパートタイムでの就労等）で家庭を類型化したもの。フルタイム×パートタイム〈短時間〉は、両親のいずれかが月当たり就労時間 64 時間未満等の家庭。

④小学校低学年（１～３年生）時、放課後を過ごさせたい場所

「学童クラブ（学童保育）」が55.2%と最も高くなっています。

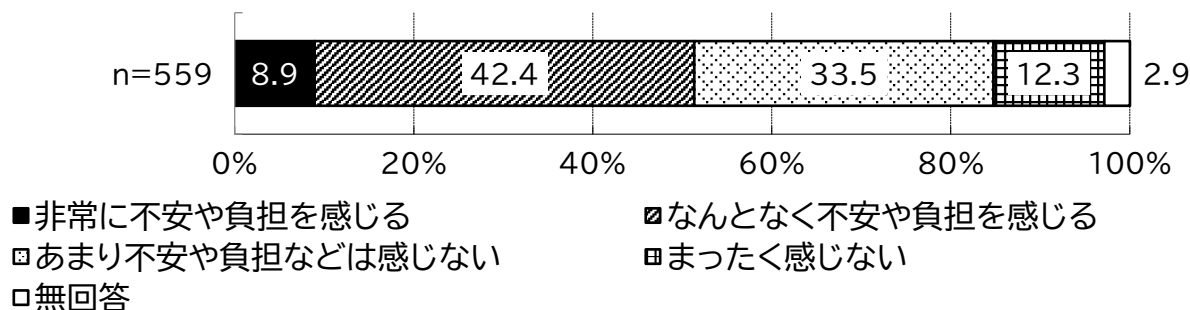
前回調査（平成30年12月）と比べて、「学童クラブ（学童保育）」の割合が上昇しています（前回47.7%→55.2%）。



⑤子育てに関する不安感や負担感

不安を感じている割合（「非常に不安や負担を感じる」、「なんとなく不安や負担を感じる」）は全体では51.3%で、いずれの年齢も50%前後となっています。

ひとり親家庭では不安を感じている割合が73.8%で、そのうち「非常に不安や負担を感じる」が23.8%と比較的高くなっています。

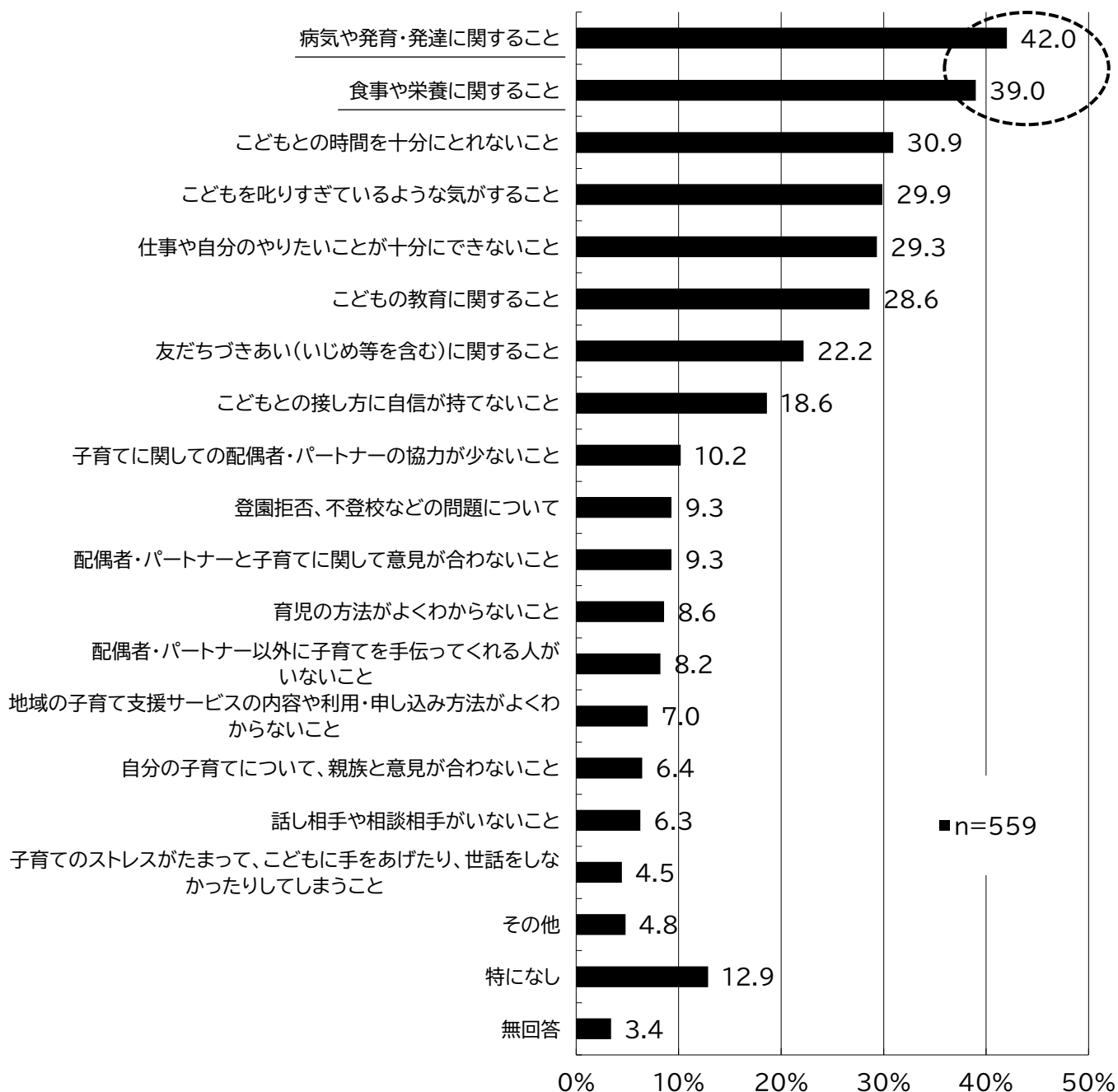


【こどもの年齢（学年齢）別等】

		回答者数 (n=)	非常に不安 や負担を感 じる	なんとなく 不安や負担 を感じる	あまり不安 や負担など は感じない	まったく感 じない	無回答
年齢(学年齢)	全体	559	8.9%	42.4%	33.5%	12.3%	2.9%
	0歳	120	5.8%	46.7%	35.8%	10.0%	1.7%
	1歳	85	7.1%	41.2%	38.8%	10.6%	2.4%
	2歳	85	7.1%	40.0%	34.1%	14.1%	4.7%
	3歳	87	13.8%	40.2%	33.3%	9.2%	3.4%
	4歳	95	14.7%	38.9%	27.4%	15.8%	3.2%
	5歳	67	6.0%	44.8%	35.8%	11.9%	1.5%
きょうだいの 数	1人	188	8.0%	46.3%	31.9%	10.6%	3.2%
	2人	242	9.1%	42.1%	35.1%	11.6%	2.1%
	3人	97	9.3%	35.1%	35.1%	19.6%	1.0%
	4人以上	23	13.0%	43.5%	26.1%	4.3%	13.0%
家庭類型	ひとり親家庭	42	23.8%	50.0%	19.0%	7.1%	0.0%
	フルタイム×フルタイム	206	7.8%	47.6%	32.5%	9.2%	2.9%
	フルタイム×パートタイム	108	9.3%	34.3%	38.9%	15.7%	1.9%
	フルタイム×パートタイム〈短時間〉	35	5.7%	34.3%	40.0%	17.1%	2.9%
	専業主婦（夫）家庭	81	3.7%	46.9%	37.0%	11.1%	1.2%
	無業×無業	2	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
市の子育て環 境や支援の満 足度	大変満足している	35	5.7%	34.3%	28.6%	22.9%	8.6%
	まあ満足している	320	5.0%	44.1%	35.6%	13.8%	1.6%
	やや不満である	127	13.4%	47.2%	29.1%	9.4%	0.8%
	不満である	49	22.4%	38.8%	32.7%	4.1%	2.0%

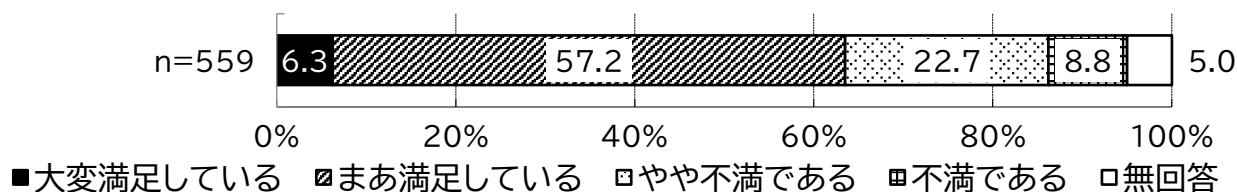
⑥子育てに関して、日常悩んでいること、又は気になること

「病気や発育・発達に関すること」が 42.0%、「食事や栄養に関すること」が 39.0%とこれらが上位2つで、次いで「こどもとの時間を十分にとれないこと」が 30.9%と続いています。



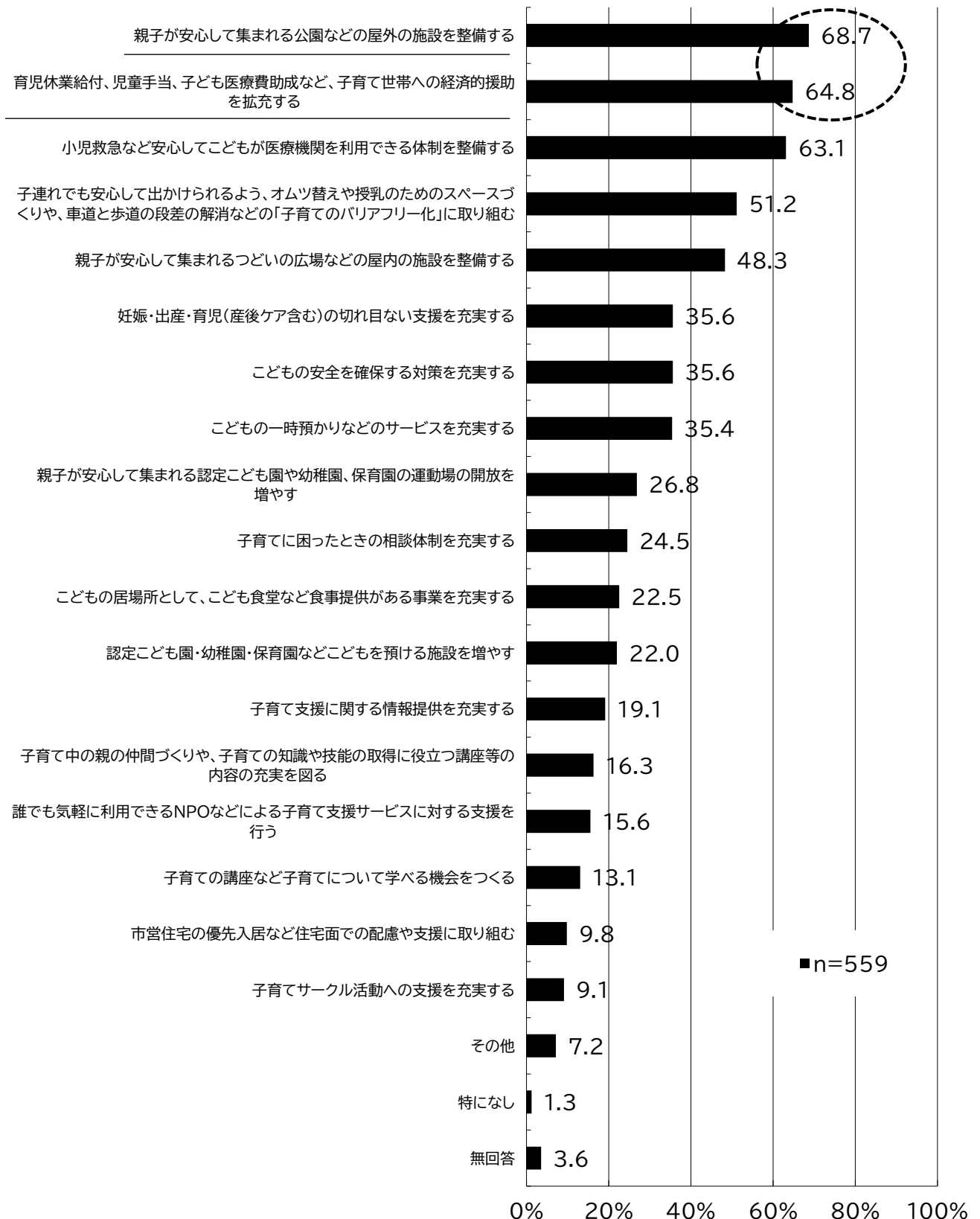
⑦市の子育ての環境や支援の満足度

満足している割合（「大変満足している」、「まあ満足している」）は、全体では 63.5%となっています。



⑧市に対して、充実を図ってほしい支援策

「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が68.7%、「育児休業給付、児童手当、子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的援助を拡充する」が64.8%とこれらが上位2つで、次いで「小児救急など安心してこどもが医療機関を利用できる体制を整備する」が63.1%と続いています。



(3) 小学生の保護者調査結果 主なポイント

①お子さんの、平日の放課後や休日等の過ごし方

ひとり親家庭では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）に行く」の割合が 27.5%と、パートタイム×パートタイムを除いた他の類型と比べて低くなっています。

子育ての不安や負担感について、非常に不安や負担を感じるという場合は「保護者や祖父母等、家族親族等（大人）と過ごす」が 58.6%と比較的低く、「家でひとりで過ごす」が 20.7%と比較的高くなっています。

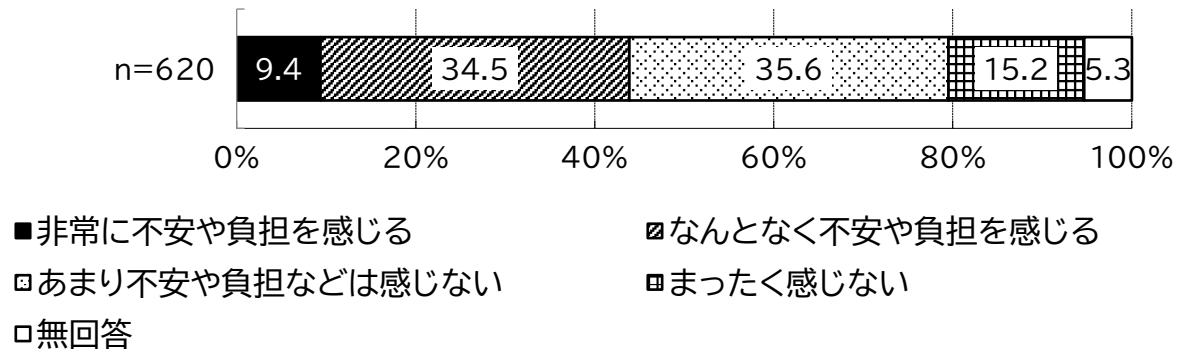
【主な過ごし方 学年別等】

		回答者数 (n=)	保護者や祖父母等、 家族親族等（大人）と 過ごす	学 童 ク ラ ブ で 過 ご す	家、 公園 など で 友 だ ち と 過 ご す	習い事（ピアノ教室、 サッカークラブ、学習 塾等）に行く	家で ひと りで 過 ご す
全体		620	71.1%	25.3%	29.8%	44.4%	13.2%
学年	1年生	126	77.0%	36.5%	21.4%	38.9%	3.2%
	2年生	129	72.9%	38.0%	24.0%	47.3%	4.7%
	3年生	91	73.6%	25.3%	34.1%	45.1%	12.1%
	4年生	86	73.3%	16.3%	32.6%	52.3%	18.6%
	5年生	76	63.2%	13.2%	47.4%	42.1%	19.7%
	6年生	81	63.0%	9.9%	34.6%	40.7%	30.9%
家庭類型	ひとり親家庭	51	58.8%	39.2%	27.5%	27.5%	11.8%
	フルタイム×フルタイム	195	65.1%	40.0%	25.6%	46.2%	17.4%
	フルタイム×パートタイム	57	59.6%	31.6%	19.3%	40.4%	26.3%
	フルタイム×パートタイム〈短時間〉	169	81.1%	16.0%	36.1%	53.3%	7.1%
	専業主婦（夫）家庭	61	88.5%	1.6%	34.4%	52.5%	6.6%
	パートタイム×パートタイム	2	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	無業×無業	2	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%
子育ての不安 や負担感	非常に不安や負担を感じる	58	58.6%	29.3%	27.6%	32.8%	20.7%
	なんとなく不安や負担を感じる	214	71.0%	29.0%	29.9%	42.5%	13.1%
	あまり不安や負担などは感じない	221	74.2%	24.0%	29.9%	43.0%	11.3%
	まったく感じない	94	68.1%	19.1%	36.2%	57.4%	10.6%

②子育てに関する不安感や負担感

全体では、不安を感じている割合（「非常に不安や負担を感じる」、「なんとなく不安や負担を感じる」）は43.9%と、就学前の保護者調査（51.3%）と比べると低くなっています。

ひとり親家庭では、不安を感じている割合が62.8%で、そのうち「非常に不安や負担を感じる」が27.5%と比較的高くなっています。

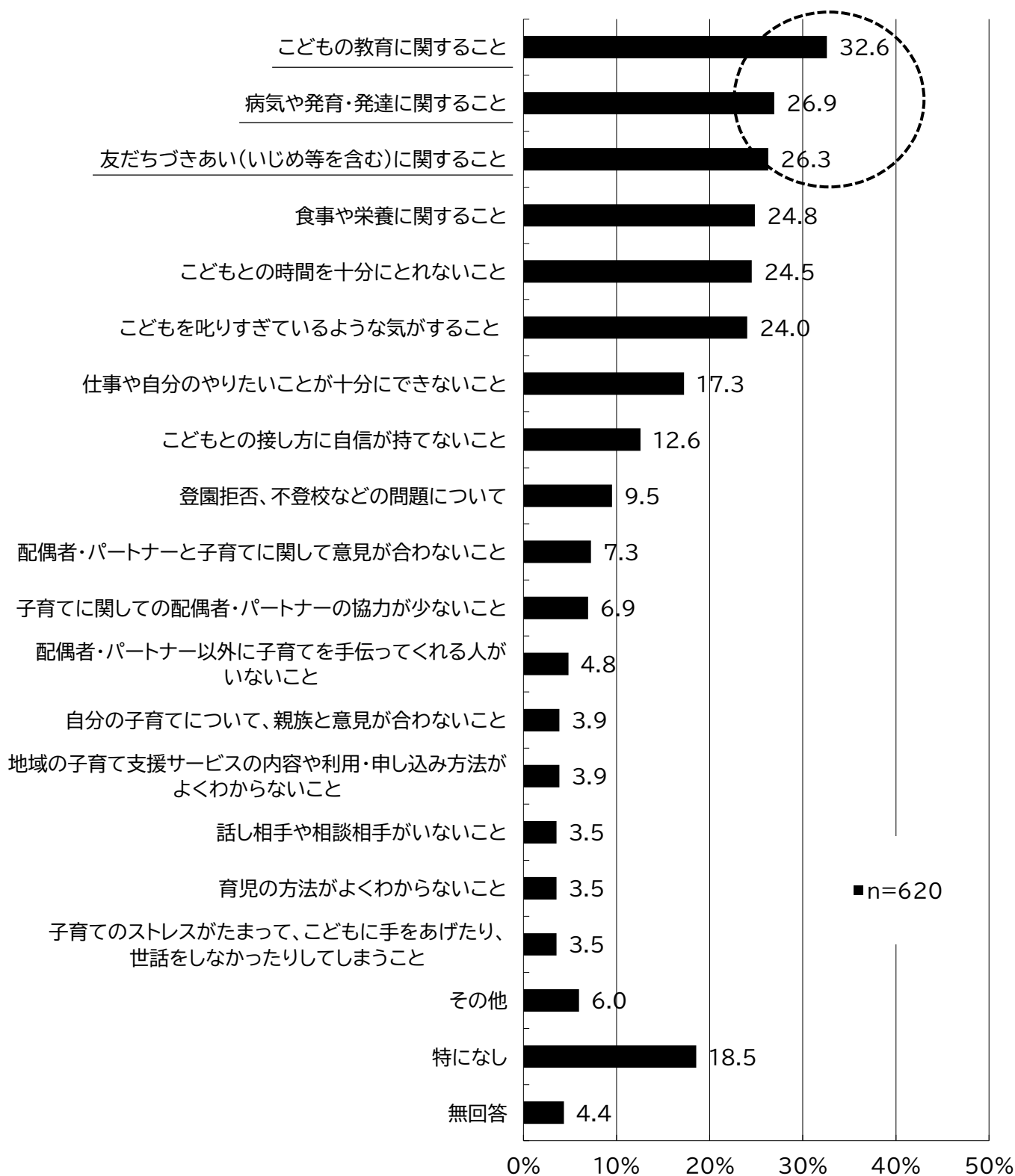


【家庭類型別等】

		回答者数 (n=)	非常に不安や負担を感じる	なんとなく不安や負担を感じる	あまり不安や負担などは感じない	まったく感じない	無回答
	全体	620	9.4%	34.5%	35.6%	15.2%	5.3%
家庭類型	ひとり親家庭	51	27.5%	35.3%	27.5%	5.9%	3.9%
	フルタイム×フルタイム	195	7.2%	37.4%	37.4%	14.4%	3.6%
	フルタイム×パートタイム	57	7.0%	42.1%	29.8%	17.5%	3.5%
	フルタイム×パートタイム〈短時間〉	169	4.7%	32.0%	39.1%	18.3%	5.9%
	専業主婦（夫）家庭	61	8.2%	31.1%	44.3%	13.1%	3.3%
	パートタイム×パートタイム	2	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	無業×無業	2	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%
市の子育て環境や支援の満足度	大変満足している	18	5.6%	33.3%	27.8%	22.2%	11.1%
	まあ満足している	325	5.8%	34.2%	38.8%	17.2%	4.0%
	やや不満である	136	11.8%	33.8%	35.3%	12.5%	6.6%
	不満である	71	23.9%	35.2%	25.4%	8.5%	7.0%

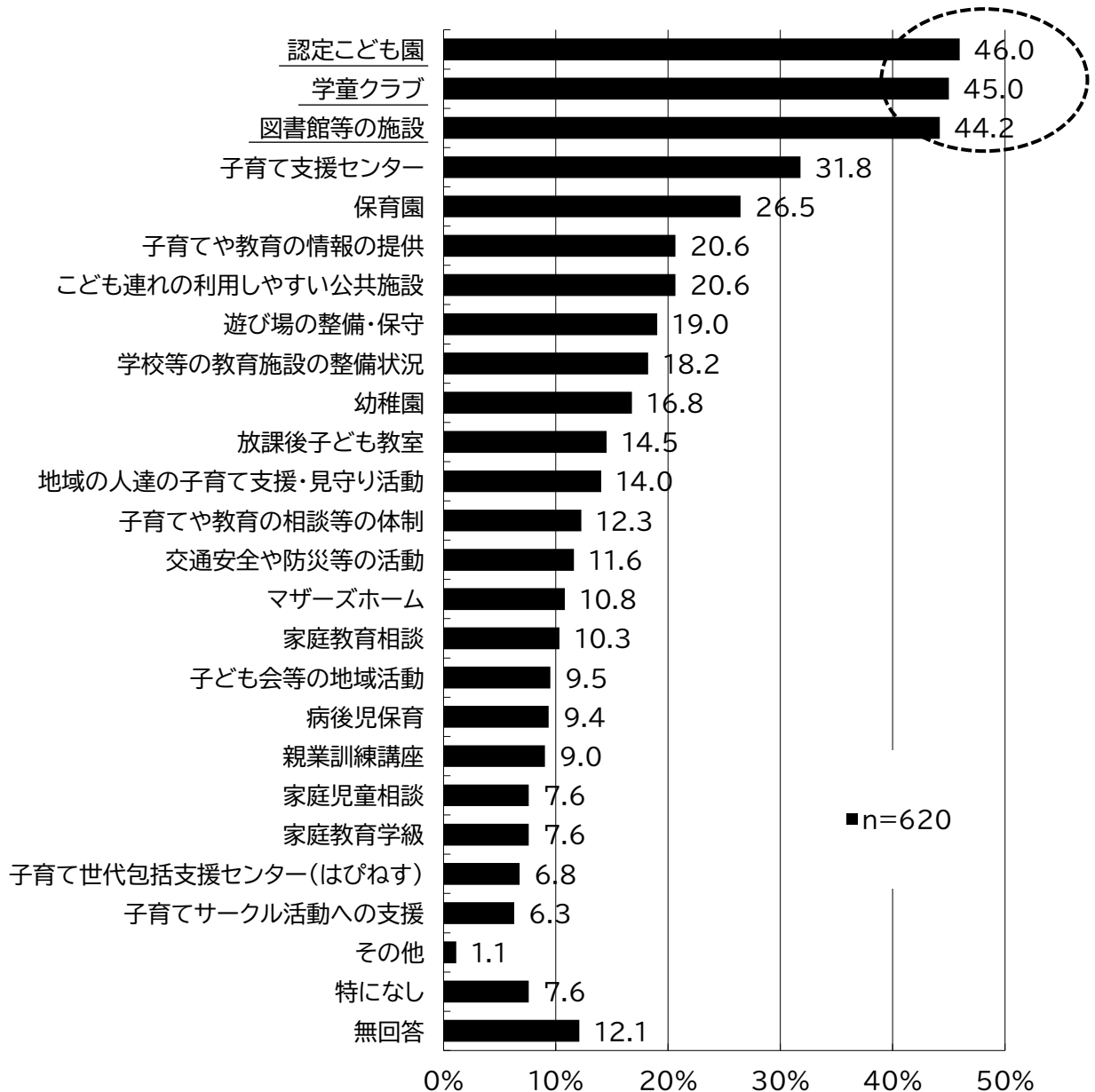
③子育てに関して、日常悩んでいること、又は気になること

「こどもの教育に関すること」が32.6%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が26.9%、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が26.3%と続いています。



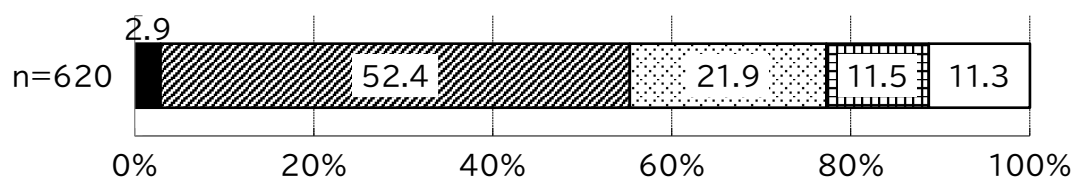
④市の子育て支援の中で良いと思うもの

「認定こども園」が46.0%、「学童クラブ」が45.0%、「図書館等の施設」が44.2%と、これらが上位3つとなっています。



⑤市の子育ての環境や支援の満足度

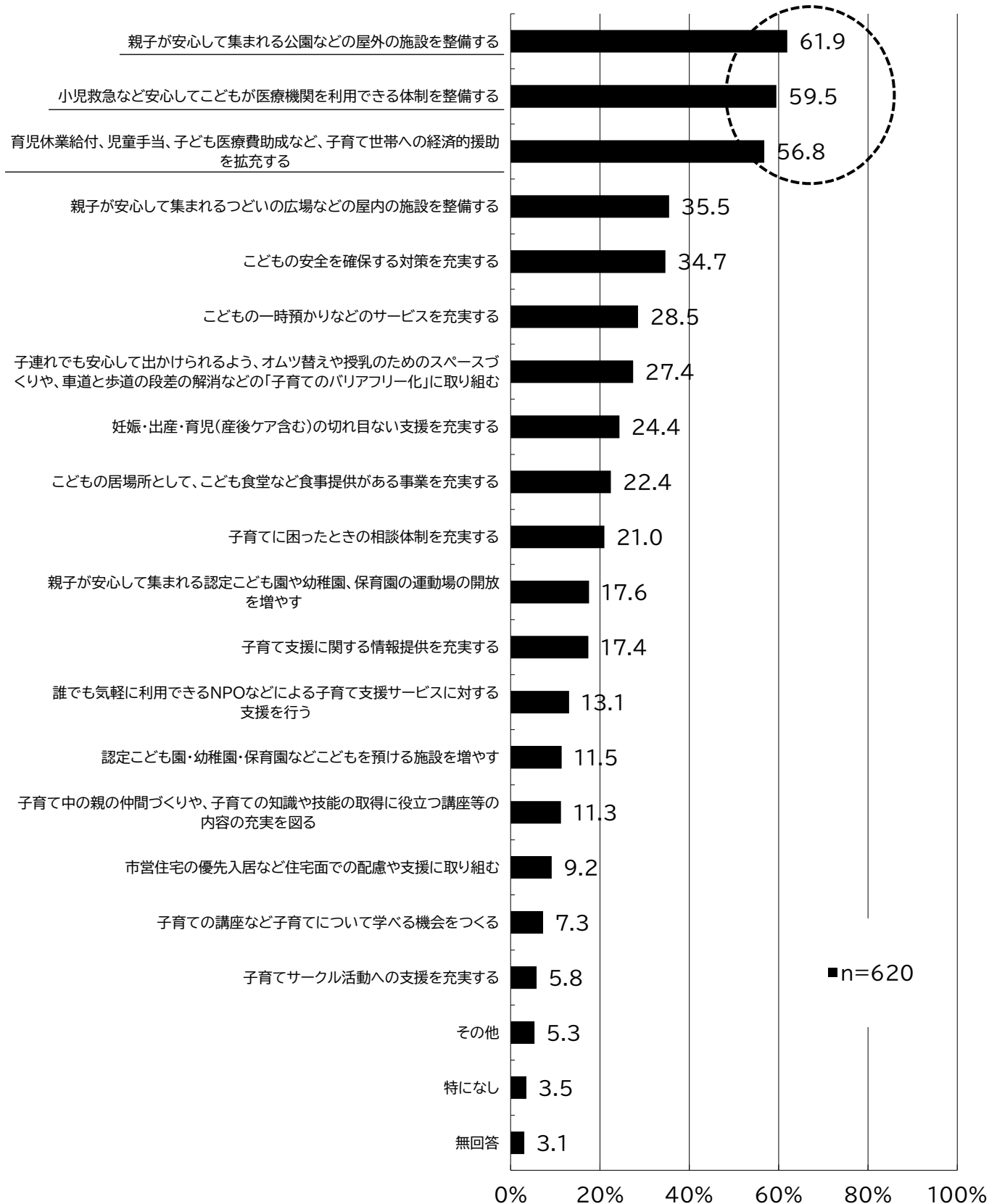
満足している割合(「大変満足している」、「まあ満足している」)は、全体では55.3%と、就学前の保護者調査(63.5%)と比べると低くなっています。



■ 大変満足している ▨ まあ満足している □ やや不満である ▩ 不満である □ 無回答

⑥市に対して、充実を図ってほしい支援策

「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が 61.9%、「小児救急など安心してこどもが医療機関を利用できる体制を整備する」が 59.5%、「育児休業給付、児童手当、子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的援助を拡充する」が 56.8%と、これらが上位3つとなっています。



4 山武市の子ども・子育て支援の課題

(1) 相談支援体制の充実

少子化と核家族化が進行する中、令和5年度のニーズ調査結果によると、“子育てに関する不安感や負担感”について、就学前児童の保護者の約半数が不安や負担を感じている状況です。また、“子育てに関して、日常悩んでいること、又は気になること”については、発育や発達、食事、栄養等のこどもの成長や健康に関わるものが上位にあがっている一方、仕事と子育ての両立に関わる不安（こどもとの時間を十分にとれないこと等）のほか、しつけや教育に関わる悩みまで、様々な内容に分散している状況がうかがえます。

このような保護者における状況を踏まえつつ、就学前の保護者における認知度が8割近くに達している相談窓口「子育て世代包括支援センター（はぴねす）」や「子育て支援センター」など、ワンストップで保護者が抱える様々な悩みごとや困りごとに対応していく体制を強化していく必要があります。

また、子育て支援センターをはじめ身近な相談窓口の充実とともに、相談窓口と関係機関の連携強化を図りつつ、妊娠・出産・子育てに不安や悩みを抱える妊産婦や子育て世帯、こども（ヤングケアラーを含む）を対象に、妊娠期から子育て期までの切れ目のない一体的な相談や支援を行うことが求められます。

(2) 母子の健康に対する切れ目のない支援の充実

国では、成育基本法と成育医療等基本方針に基づき、出生から新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長の過程や、その保護者、妊産婦に対して、心身の健やかな成育に必要な支援を切れ目なく提供し、「すべてのこどもが健やかに育つ社会」の実現をめざすこととしています。

現在、本市では、母子保健事業として妊婦・乳幼児に対する各種健康診査、発達に関わる各種相談事業を実施しているほか、食育に関わる取り組みや思春期保健対策に関わる事業を実施しており、今後も健康診査の受診勧奨とともに、発達支援を必要とするこどもの早期把握と早期対応、関係機関と連携した学童期・思春期に関わる健康教育の推進が求められます。

また、令和5年度のニーズ調査では、前述のとおり、発育や発達、食事、栄養等のこどもの成長や健康に関わるものが、保護者の悩みの上位にあがっていることから、国の方向性や本市の現状を踏まえつつ、今後も親子の健康やこどもの発育・発達に対して、母子保健事業等の実施を通じて、ライフステージに応じた切れ目のない伴走型支援が求められます。

(3) 全ての子ども・子育て家庭を支える体制づくり

こども基本法の基本理念には、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される内容が掲げられています。

また、こども大綱において、こどもの権利に関する理解促進や人権教育の推進とともに、児童虐待防止対策のさらなる強化のほか、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国につながるこどもをはじめ、特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えていくことが求められている状況です。

今後は、こどもが権利の主体であることの市民への啓発のほか、児童虐待防止対策にあたっては、要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関が連携した取り組みをはじめ、要保護児童・家庭に対する包括的な支援のための体制強化等を図る必要があります。

また、障がい児や医療的ケア児への多面的な支援とともに、障がい児等の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する必要があるほか、外国につながるこどもやその家族に対するコミュニケーション支援の充実に努める必要があります。

さらに、令和5年度のニーズ調査では、“市に対して、充実に図ってほしい支援策”として、就学前児童の保護者、小学生の保護者のいずれも、子育て世帯への経済的援助の拡充が上位にあがっており、ひとり親世帯をはじめ、生活困窮など困難を抱えるこどもと家庭に対して、こどもたちの将来や保護者の自立に向けた経済的な支援とともに、教育への支援や就労支援等を図ることが課題です。

(4) 教育・保育の質の確保と多様な子育て支援ニーズへの対応

就学前の教育・保育においては、共働き家庭の増加を背景として、保育ニーズが拡大しており、0～5歳人口に占める保育利用率は、令和2年の50.7%から令和6年には56.3%と、年々上昇傾向であり、今後もこの上昇が継続する見込みです。

一方、令和6年の子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和8年度から全国全ての市町村で「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が開始される予定となっており、一時預かりや病児・病後児保育等の子育て支援サービスを含め、保護者の就労の有無に関わらず、こどもの健全育成や子育て家庭を支援する取り組みの充実が求められている状況です。

このような状況とともに、令和5年度のニーズ調査結果で「認定こども園」が利用したい教育・保育事業の最上位にあがっていることを踏まえつつ、今後も保育ニーズの拡大への対応とともに、幼保一元化（認定こども園の整備）を進める必要があるほか、ニーズ対応の基盤となる保育士等の人材確保が大きな課題です。

(5) こどもの居場所づくり

国のこども大綱では、学童期・思春期における重要事項の一つに「居場所づくり」があげられており、こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こどもにとってよりよい居場所となるよう取り組むこととされています。

本市では、学校の放課後に帰宅しても仕事などで保護者が不在となる1～6年生の児童を対象に、学童クラブを開設しています。また、就学後の障がい児の放課後等の居場所として、令和6年度現在、放課後等デイサービス事業所が市内に6事業所あり、生活能力向上のための訓練等を行っています。

一方、令和5年度のニーズ調査では、“市に対して、充実を図ってほしい支援策”として、就学前児童の保護者、小学生の保護者のいずれも、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が最上位となっています。また、小学生の保護者においては、“市の子育て支援の中で良いと思うもの”として、「学童クラブ」や「図書館等の施設」が上位にあがっています。

このような状況や保護者の意向等を踏まえつつ、今後も、全てのこどもが放課後や休日等を安全・安心に過ごし、多様な遊びや体験・活動を行うことができるよう、こどもの居場所の充実を進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

国のこども大綱は、「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

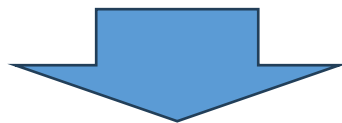
国のこども施策に関する大綱	めざす社会
こども大綱	「こどもまんなか社会」 ～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

市の上位計画である第3次山武市総合計画（令和5年度～8年度）では、本計画に関連する施策のめざす姿を次のとおり定めています。

施策	めざす姿
子育ての支援	子育て環境が整っており、安心して産み、育てることができます。
健康づくりの推進	健康への意識が高まることにより、生活習慣病が減少し、健康な心身で生活を送り続けられます。
学校教育の充実	学校生活に満足している児童・生徒が増加します。

第2期山武市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）では、基本理念を次のとおり定めています。

現計画	基本理念
第2期山武市子ども・子育て支援事業計画	次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまち さんむ



新たな基本理念

こどもと子育ての幸せ・安心を地域ではぐくみ、ささえる “こどもまんなか” のまち さんむ

2 基本視点

市全体で次世代育成・子育て支援を推進していくなかで、次の視点を重視して各種施策・取り組みの展開を図ります。

■視点1：こどもが権利の主体であるという視点

すべてのこどもの人としての権利や自由を尊重し、こどもに対する保護と援助を促進することが基本です。これを踏まえ、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。

そして、こどもの各成長過程での心身の健全な発達を支援し、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができるとともに、いきいきと育つことのできる環境の整備をめざします。

あわせて、こどもの成長過程のなかで、家族の役割の大切さの啓発、こどもの健全育成も含め、次代を担う人づくりの視点を取り入れて取り組んでいきます。

■視点2：こどもの安全・安心を保障する視点

虐待やいじめ、暴力、災害・事故などからこどもが守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることがないように、安全と安心が保障される環境づくりや支援体制づくりを図ります。

■視点3：親子のきずなや親としての成長を支える視点

こどもや子育てに関わることは、大人の生き方を豊かにしていくものです。そうした意識を醸成し、子育ての第一義的責任はまず父母その他の保護者にあるという原点に立ち返るとともに、「親子のきずな」や「家族のつながり」を深めていくことを基本的な考え方として、支援に取り組んでいきます。

また、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をめざします。

■視点4：多様化するニーズへ対応する視点

子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化の進行や産業構造の変化、価値観の多様化等により変化してきており、教育・保育等のニーズも多様化しています。

このため、様々なニーズに柔軟に対応できるように、サービス提供体制の確保と人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めます。

■視点5：地域がこどもの成長と子育てに関わる視点

地域社会のあらゆる分野における全ての構成員がこどもと保護者に寄り添い、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たしていくための環境づくりを進めます。

3 基本目標

基本的な視点を踏まえて、次の4つの基本目標を掲げます。

■基本目標1：こども・親・家庭への包括的な支援

全てのこども・親・家庭を切れ目なく支援する環境づくり

妊娠前から妊娠期、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各ライフステージに応じた支援を基本とし、親子の健康やこどもの健やかな成長を切れ目なく支援するとともに、身近に相談相手がない親・家庭を切れ目なく支援することができるよう、相談支援や情報提供の充実、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進を図ります。

■基本目標2：こどもへの支援

次代を担うこども一人ひとりが心豊かにたくましく育つことのできる環境づくり

子育てのための支援、こどもの人権の尊重、専門的な知識及び技術を要する支援の推進を基本とし、具体的には幼児期・学童期の教育・保育の充実、放課後等のこどもの居場所づくり、児童の健全育成、こどもの健康の確保、児童虐待の防止と早期発見・早期支援、障がい児及び医療的ケア児への施策の充実、外国につながるこどもへの支援の充実等を図ります。

■基本目標3：親・家庭への支援

保護者一人ひとりが安心してこどもを育てられる環境づくり

安定した家庭生活に向けた支援を基本とし、次代の親の育成と家庭における教育力の向上につながる取り組みの推進とともに、ひとり親家庭など生活が困難な状況にある家庭の自立支援、子育て家庭の経済的支援を図ります。

■基本目標4：地域・社会全体での支援

こどもと子育てを支援する地域社会づくり

地域社会全体でこどもと子育てを支援する生活環境を整備していくことを基本とし、良好な住環境の確保、安全・安心なまちづくりの推進、地域コミュニティによる子育て支援の充実、多様な働き方の実現と働き方改革の推進を図ります。

4 施策の体系

基本理念	こどもと子育ての幸せ・安心を地域ではぐくみ、ささえる “こどもまんなか”のまち さんむ	
基本目標	基本施策	施策
基本目標1：こども・親・家庭への包括的な支援 ～全てのこども・親・家庭を切れ目なく支援する環境づくり～	(1) 相談支援機能の一体化と情報提供体制の充実 (2) 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進	①こども家庭センターの設置 ②身近な相談体制の充実 ③情報提供体制の充実 ①産前産後の支援の充実 ②成長段階に沿った親子の健康づくりの推進
基本目標2：こどもへの支援 ～次代を担うこども一人ひとりが心豊かにたくましく育つことのできる環境づくり～	(1) こどもの人権の尊重と支援を必要とするこどもへの支援 (2) こどもの成長・発育にあった健康づくり (3) 教育・保育サービスの推進	①こどもの人権の尊重 ②児童虐待防止対策と家庭支援 ③障がい児及び医療的ケア児等への支援 ④外国につながるこどもへの支援・配慮 ①健康診査 ②発達支援 ③食育の推進 ④思春期保健対策の推進 ①就学前の教育・保育サービス ②就学前の教育・保育の質の向上と保育等人材の確保 ③放課後児童対策の推進 ④学校の教育環境等の充実 ⑤いじめ・不登校などへの対応
基本目標3：親・家庭への支援 ～保護者一人ひとりが安心してこどもを育てられる環境づくり～	(1) 家庭と地域の教育力の向上 (2) 子育て家庭の経済的支援の推進	①親業講座・家庭教育学級 ①子ども医療費助成 ②保育料・給食費の減免 ③こどもの貧困・ひとり親家庭への支援 ④児童手当等助成
基本目標4：地域・社会全体での支援 ～こどもと子育てを支援する地域社会づくり～	(1) 安心して子育てできるまちづくりの推進 (2) 仕事と家庭生活の両立支援	①安全で快適な住環境整備の推進 ②地域安全活動の推進 ③児童健全育成活動の推進 ④多様な体験活動機会の拡充 ①男女共同参画の推進

第4章 基本施策の展開

基本目標1：こども・親・家庭への包括的な支援

(1) 相談支援機能の一体化と情報提供体制の充実

妊娠・出産・子育てについて、保健師等による母子保健や子育て全般に関する相談支援を行うとともに、子育て支援センターをはじめ、身近な相談窓口やこども園など地域の関係機関とのネットワークを強化しつつ、包括的な相談支援を図ります。

また、訪問等による子育て世帯の状況把握に努めるとともに、広報紙やホームページ等、様々な媒体を組み合わせ、子育てに関する情報の提供や子育ての相談・助言などを行います。

①こども家庭センターの設置

改正児童福祉法（令和6年4月施行）に基づく「こども家庭センター」を新たに設置し、全ての妊産婦、こども、子育て家庭を対象に継続的・包括的に支援する体制の充実を図ります。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分 ※	事業等の内容・方針
こども家庭センターの設置	新規	妊娠期から子育て期までの専門相談窓口機能（母子保健機能＋児童福祉機能）を強化するため「こども家庭センター」を令和8年度末までに設置します。 全ての妊産婦や支援を必要とするこども、子育て家庭にサポートプランを作成し、切れ目ない支援につなげるためのマネジメント等を行います。 また、充実したサービスを提供するために地域資源の開拓に努めます。

※事業の区分は、「継続」は第2期計画に記載済みの既存事業、「新規」は第2期計画に未記載の既存事業又は令和7年度以降に新たに実施する事業です。

②身近な相談体制の充実

児童生徒や保護者の相談、情報提供により、いつでも気軽に適切な相談・助言・支援が受けられるよう利用しやすい環境づくりに取り組みます。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
地域子育て相談機関の設置	新規	地域住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う相談機関として、「地域子育て相談機関」の設置に努めます。 また、「こども家庭センター」と連絡調整を行い、子育て支援に関する情報提供に努めます。
利用者支援事業	継続	新設する「こども家庭センター」において引き続き、妊産婦や子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう努めます。 身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関等との連絡調整、連携・協働体制づくり等を行います。
子育て支援センターでの相談	継続	子育て支援センターで相談を受け、保育士と保健師等の連携により相談に対する支援や情報提供に努めます。
こども園・幼稚園等での園庭開放	継続	こども園・幼稚園等では、地域との交流や子育て支援のため、園開放を行います。

③情報提供体制の充実

相談窓口や関係機関が連携し、子育てに関する情報を得られるように、子育て家庭に対しての情報提供体制の充実に取り組みます。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
子育て情報の提供	継続	広報紙、ホームページ、子育てハンドブック等による情報提供を行います。 また、専門職等による講話や相談の際、子育てに関する情報提供を行います。

(2) 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進

本市は、安全な妊娠・出産のため、正しい知識や情報の提供、メンタルヘルスに関する取り組みなど、産前産後の支援の充実を図るとともに、「こども家庭センター」を中心に、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を行うとともに、各種母子保健事業等を実施します。

また、こどもの発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、学校保健等を通じた取り組みを推進します。

①産前産後の支援の充実

妊娠期及び産後の母子の健康管理の観点から、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援を推進するとともに、産前産後のニーズに即した様々なサービスを展開します。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
妊婦等包括相談支援事業	新規 (※)	全ての妊婦や子育て家庭を対象に、出産・育児の見通しを立てるための面談を行い、必要なサービスの紹介等情報提供を行います。 面談は、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間で実施する予定です。 ※令和6年度までは、伴走型支援事業として実施していました。
妊婦健康相談	継続	妊娠届を受領し、母子健康手帳を交付する際に、保健師等が面接を行います。面接時に妊婦の体調確認、サービスの紹介、妊娠期に必要な情報提供を行います。 また、ハイリスク妊婦の早期発見に努め、今後の支援につなげます。
パパママサロン	継続	妊婦及び家族に対し、妊娠・出産・育児の専門的な知識を普及するとともに、妊婦とそのパートナー同士の情報交換、交流の機会として実施します。
産後ケア事業	継続	産後のお母さんと1歳未満の赤ちゃんに対し、心身のケアや授乳指導、育児相談等のきめ細かい支援を行うため、近隣地域の医療機関、助産院等に事業を委託し、実施します。 また、利用者負担金の一部助成制度を実施します。
妊産婦・乳児訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業を含む）	継続	妊産婦と乳児を対象とし、助産師・保健師が訪問指導を行います。 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）として、生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問をめざし市内への里帰りにも対応します。
すくすく広場	継続	乳幼児とその家族を対象に、子育て支援センター等で毎月1～2回開催し、身体計測・育児・栄養・歯科の相談や講話を行います。 乳幼児健診でフォローが必要と判断された乳幼児の継続支援の場としても活用します。

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
ベビーサロン	継続	生後2か月から8か月までの乳児を対象に、母親同士の交流の場、育児相談の場として、毎月1回助産師によるベビーオイルマッサージ及び母乳相談等を行います。
産後のセルフケア&バランスボール教室	継続	生後2か月から5か月までの乳児とその母親を対象に、バランスボール体操による有酸素運動と母親同士のコミュニケーションを通じて、心と身体の健康回復を図ります。
はぴねすこころの相談	継続	妊娠中や産後の不安、イライラなど、妊産婦・家族・パートナーからの相談に、臨床心理士や保健師が対応します。
妊婦のための支援給付	新規 (※)	安心して出産・子育てができるよう相談の充実を図り、経済面での負担を軽減するため、妊娠届出時及び出生後の面談・手続き後に支援給付金を支給します。 ※令和6年度までは、出産子育て応援給付金として実施していました。

②成長段階に沿った親子の健康づくりの推進

母子保健事業と学校保健事業を中心に親子の健康を保持・増進するため、訪問指導、健康教育、健康相談、予防接種などを行い、市の健康増進計画等を踏まえ、妊娠から出産、こどもの成長など各段階に沿った親子の健康づくりを推進します。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
小児予防接種事業	継続	予防接種法に基づき乳幼児と児童生徒の定期予防接種を医療機関と連携して個別接種で実施します。出生届、転入届の提出時に予診票及び接種方法の説明や冊子を同封し、情報提供を行います。 また、必要に応じて各母子保健事業実施の際や個別通知、広報紙、ホームページなどで適切な情報提供と接種の促進に努めます。
学校保健	継続	各学校や教育委員会、健康支援課が連携し、健康相談や健康教育、歯科保健、食育事業、要保護児童生徒への対応、児童生徒の発達支援等を行います。 学校保健安全法により学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱し、児童生徒の健康相談、健康診断、感染症予防に関して、指導・助言を行います。 各学校で作成する年間計画により学校保健事業を実施します。 各種健診による疾病の早期発見と健康状態の把握に努めます。 保健だより等で、健康に関する啓発を行い、心の健康に重点をおいた健康相談に努めます。

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
歯科保健	継続	むし歯予防対策のため、こども園・幼稚園等において園児及び保護者を対象とした歯科健康教室、小中学校においては児童生徒を対象（保護者を含む）とした歯科健康教室を実施します。 また、フッ化物による予防処置事業として、各幼児健診等においてフッ化物歯面塗布、こども園・幼稚園・保育園では、4・5歳児、さらに小学生の希望者を対象としたフッ化物洗口を実施します。
親子相談	継続	親子・夫婦関係等の家庭の悩みに対して、良い家族関係が築けるよう、問題解決に向けてスーパーバイザーが個別相談に対応します。

基本目標２：こどもへの支援

（１）こどもの人権の尊重と支援を必要とするこどもへの支援

本市は、こども基本法の理念や子どもの権利条約の４つの原則（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）の遵守及び推進に向けて、こどもが権利の主体であることが広く認知されるための取り組みを推進します。

また、児童虐待防止に向けた関係機関の連携による取り組みを推進するとともに、障がいのあるこどもや医療的ケアを必要とするこども、外国につながるこどもなど、特別な配慮や支援を必要とするこどもやその家庭に対し、一人ひとりの状況に応じた適切かつ切れ目のない一貫した支援の充実に努めます。

①こどもの人権の尊重

こどもの人権に対する市民の理解を深め、人権尊重の意識を高めるための事業を展開するとともに、こども基本法等の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、こどもの意見表明権を保障し、権利擁護を実現できる環境整備を推進します。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
子ども人権（CAP）事業	継続	こどもたちがいじめや様々な暴力等から自分を守るため、人権講習プログラムを実施します。 こどもたちの「生きる力」を引き出し、こどもの「安心・自信・自由」の権利と自らの身を守るための方法を練習します。 また、保護者向けプログラムも実施し、こどもの人権を守るためにできることを考え、共通理解を図ります。
こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発	新規	国作成のこども基本法の趣旨や内容を説明したパンフレットの活用や市のホームページへの掲載等を通じて、こども基本法及びこどもの権利条約について広く周知啓発に努めます。
こどもが意見を表明しやすい環境整備	新規	こどもが安心して意見を表明しやすい環境を整備し、聴取した意見は、こども施策等に反映するよう努めます。 また、こども施策等について、こどもが理解しやすくアクセスしやすい方法による情報提供を行います。

②児童虐待防止対策と家庭支援

児童への虐待的行為を未然に防止するとともに、虐待の危険があるケースに迅速かつ適切に対応できるように、健診の場面やこども園・幼稚園・保育園・学校での見守り、地域での見守り体制の拡充を図るとともに、専門家や関係機関との連携を強化し、市としての支援体制の整備に努めます。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
児童虐待防止対策	継続	体罰禁止に関するリーフレットの配布や連絡網を通じた情報発信により、保護者等への啓発に努めます。 また、児童虐待防止のため、家庭相談員等が個別の相談等に対応します。 さらに、要保護児童対策地域協議会の関係機関のネットワークを強化し、児童虐待に対する各機関の共通認識を深め、連携して対応します。
乳幼児健診、育児相談等での見守り・対応	継続	母子保健事業において、育児不安や孤立家庭への支援を行い、虐待等の発生予防に努めます。 また、虐待の危険があるケースについて、関係機関へつなげます。

③障がい児及び医療的ケア児等への支援

障がいや発育の遅れ、発達障がいなどのあるこどもの育ち、自立を支援するため、母子保健事業の推進、保育体制と教育環境の充実などを含め、それぞれのこどもに合った特別支援教育の推進を図り、広報活動や関係課、関係機関との連携により、障がい児へのサービス提供を促進します。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
児童発達支援センターの設置	新規	地域の障がい児やその家族からの相談、障がい児をもつ家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援センターの設置に努めます。 県や事業所と情報交換を行い、山武圏域での共同設置をめざすとともに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。
地域生活への参加・包容（インクルージョン）の推進	新規	障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、こども園や放課後児童クラブ等での障がい児等の受け入れをはじめ、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するほか、医療的ケア児に対する包括的な支援体制を構築します。
障害児通所支援	継続	山武市簡易マザーズホームでは、児童発達支援や放課後等デイサービス等を実施し、療育支援を行います。

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
特別支援教育の推進	継続	障がいのあるこどものそれぞれの状況を把握し、そのこどもにあった個別の支援計画・指導計画を作成します。また、この計画に基づき、福祉・保健・教育の各分野の関係機関と連携し、支援員の配置により、学校での生活を支援します。

④外国につながるこどもへの支援・配慮

外国語対応支援や外国の文化・習慣を配慮した指導に関する研修等の実施を視野に入れ、外国につながるこどもへの支援・配慮をめざします。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
日本語教室担当者会議	継続	日本語を母語としない児童生徒の日本語指導等に関わる教員や支援員を対象として、情報共有及び指導力の向上を図ります。
日本語交流会	継続	城西国際大学と連携し、日本語を母語としない児童生徒を対象に、ゲームや遊びを通して日本語に親しむ機会をつくり、楽しみながら日本語を学ぶことができるよう支援します。
ちびっこ国際交流事業	継続	こども園・幼稚園・保育園に通う幼児等が外国人講師のネイティブな外国語に触れたり、その国の文化・歴史に興味を持ち、自然に言語や外国への関心を深めることができる事業として取り組みます。

(2) こどもの成長・発育にあった健康づくり

本市は、妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期における親子の健康を確保するための切れ目のない母子保健事業の充実とともに、発達支援のための取り組みを推進します。

また、「食」を通じた各種施策の充実を図るほか、思春期の子どもたちが自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、心のケアや性に関する教育の充実を図ります。

①健康診査

妊娠や乳幼児を対象とした妊婦乳児一般健康診査、妊婦歯科健康診査、乳幼児健康診査を行い、各種健診の受診勧奨や健診後の指導の充実などきめ細やかな対応に取り組みます。

また、市の健康増進計画等を踏まえ、妊娠から出産、こどもの成長など各段階に沿った親子の健康づくり施策を推進します。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
医療機関委託健康診査 (妊婦・乳児)	継続	妊婦一般健康診査は、妊婦 1 人につき 14 回を基準とし委託医療機関で実施します。 また、多胎の妊婦については、健康診査受診券を追加交付します。 乳児一般健康診査は、乳児 1 人につき 1 回とし、生後 6 ～ 11 か月に委託医療機関で実施します。
妊婦歯科健康診査	継続	妊娠届提出の際希望者には、妊娠中に 1 回、市内契約歯科医院において公費負担で妊婦歯科健診を実施します。
乳幼児健康診査	継続	発育・発達の節目時期（4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児）に合わせ、健康診査を実施します。 また、2 歳 6 か月児を対象に歯科健康診査を実施します。 子育て支援や虐待予防、発達支援等が必要な親子と継続して関わりをもつ機会とします。 各健康診査未受診者については、その理由や家庭状況の全数把握に努めます。
産婦健康診査	継続	産婦健康診査は、産婦 1 人につき 1 回を基準とし、委託医療機関で実施します。
新生児聴覚スクリーニング検査	継続	出産した医療機関において、生後 50 日までに受けた初回の新生児聴覚検査費用の一部を助成します。

②発達支援

こどもの成長・発達にあわせて、発達支援のための教室、相談を実施し、親子の育ちを支援します。

また、健診結果等で支援や関わりが必要な親子を把握し、関わりを持つ場、集団で過ごす場を確保し、相談への対応、集団での指導を行います。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
ことばの相談	継続	主に、幼児健康診査の事後指導として言語聴覚士による個別相談を行います。必要に応じ、各園を巡回し、言語聴覚士と保健師が園児と保育士への支援を行います。 また、小学校では「ことばの教室」を開設し、担当教員が発音指導等を行います。
のびのび発達相談	継続	主に、幼児健康診査の事後指導として臨床心理士等による個別相談を行います。 また、希望のあったこども園・幼稚園・保育園を特別支援学校教員、児童心理の専門家等と保健師が巡回し、園児及び保育士への支援を行います。 療育施設への利用支援や就学に関して、教育委員会等関係機関との連携に努めます。

③食育の推進

こどもの成長・発達にあわせて、食育のための教室、相談を実施し、親子の育ちを支援します。

こどもの成長は著しく、心身の成長段階にあった健康支援として、離乳食から始まる食育や支援が必要な親子などへの、こどもの成長にあった健康づくりの支援が重要です。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
離乳食教室	継続	乳児を持つ家庭を対象に、離乳食に関する健康教育を行います。 離乳食の進め方について、実習を通し、その時期に必要な量や固さ、手作りの大切さを伝えます。
食育の推進	継続	こども園・幼稚園・保育園・小中学校等において、栄養士等を中心に、関係機関と連携した食育教室を実施します。 また、こどもの食育に携わる指導者の知識向上のための研修会を開催します。 必要に応じ、各園を巡回し、指導者の悩みに対応した研修会を開催します。

④思春期保健対策の推進

心身の変化や生命の大切さを知ることは、自分や相手を大切に考えられるようになり、生涯にわたり、自分の命や健康を守ることにもつながります。

思春期の心身の健康づくりのため、学校保健での取り組みとともに、健康支援課や関係機関と協力して取り組みます。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
性教育（思春期教室）	継続	各学校で作成する保健体育の年間計画により、授業のなかで性教育や思春期の健康づくりについての学習を行います。 また、関係機関が連携し、事業内容の充実に努めます。
飲酒・喫煙・薬物乱用防止	継続	各学校で作成する保健体育の年間計画により、飲酒・喫煙・薬物乱用防止についての指導を行います。

(3) 教育・保育サービスの推進

本市は、就学前における多様なニーズに応える教育・保育サービスを推進し、こどもたちの受け入れ体制の整備にあたっては、保育士の確保やサービスの質の維持・向上を図るための取り組みを推進します。

また、こどもたちの健全育成のために、放課後における質の高い、安全・安心な居場所づくりを進めるほか、次代の担い手であるこどもたちが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼できる学校づくりへ向けた取り組みにより、学校の教育環境等の整備に努めます。

そして、いじめや不登校等、こどもの不安や悩みへの専門職による相談支援や必要な保護を図ります。

①就学前の教育・保育サービス

就学前における保護者の教育・保育ニーズを踏まえつつ、サービス提供体制づくりに取り組みます。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
通常保育事業	継続	こども園5園、幼稚園1園、保育園3園、小規模保育施設2か所で実施します。 産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、情報提供や相談支援を行います。 国のこども・子育て支援事業債の活用等により、こども園等の安全性や利便性の向上を図るための設備の改修等を実施します。 障がい等の有無や医療的ケアの必要性に関わらず、全てのこどもが共に成長できるよう、園での受け入れ体制の整備に努めます。
延長保育事業	継続	保護者の就労形態の多様化に合わせ、通常の保育時間を超えて保育を実施します。
一時保育事業	継続	こども園等において一時的に預かり、必要な保育を実施します。
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	新規	0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、月の一定時間、園等で保育を行う事業について、令和7年度から事業を開始します。
病児・病後児保育事業	継続	こども園、幼稚園、保育園等に通園中のこどもが病気の回復期にあつて、集団保育が困難な期間、病後児保育室で保育を行います。 また、病児保育については、病院併設型等の病児保育施設での預け入れを検討します。

②就学前の教育・保育の質の向上と保育等人材の確保

質の高い幼児期の教育・保育の推進方策及び幼保小連携の取り組みを推進し、保護者の教育・保育ニーズを踏まえ保育の質の向上に取り組めます。

また、市内の園や学校と連携を図りつつ、保育等人材の確保に努めます。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
幼保連携	継続	質の高い幼児期の教育・保育の推進方策、幼保連携の取り組みを研修等により推進します。
保育の質の向上のための取り組み	継続	園内研修の充実、各種外部研修へ積極的に参加することにより、保育士としての資質向上を図ります。 また、こども園・幼稚園等で自己評価及び保護者を対象とした評価アンケートを実施し、評価結果についての検討を行い改善に活かします。
保育等人材の育成・確保	新規	園を支援する国及び県の施策（処遇改善や職場環境づくり）に関する情報提供と併せて、保育の魅力・イメージ向上等につながる取り組みを検討し、実施します。

③放課後児童対策の推進

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、校内交流型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるなど、放課後児童対策の推進を図ります。

その推進にあたっては、保健・福祉部局・教育委員会が連携しながら総合的な放課後児童対策を検討します。

併せて、放課後児童対策は社会全体の問題でもあることから、コミュニティ・スクール等を推進する中で、学校・家庭・地域など社会総掛かりで取り組めます。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	継続	市内小学校児童等を対象に、平日は小学校授業終了時から午後7時まで、土曜日・学校休業日は午前7時30分から午後7時まで受け入れを実施します。
放課後子ども教室	継続	小学校児童を対象に、地域の大人が講師となり、体験学習等の教室を開設し、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動ができる場を提供します。 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）と放課後子ども教室の連携を進めるとともに、既存教室等の活用促進及び放課後等における学校施設の一時的な利用を促進します。

④学校の教育環境等の充実

地域の特性を踏まえながら、国及び県の文教施策に基づいて、「生きる力」を育む学校教育の充実、国際化・情報化・科学技術の急速な進展に対応できる児童生徒の育成を図っていきます。

また、地域の人材や自然などの教育資源を活用し、米作り体験や森林・海についての学習など特色ある総合的な学習を展開していきます。

体力づくりでは、児童生徒が一丸となって取り組める運動会・体育祭、マラソン大会などの体育行事を実施するとともに、部活動や地域のクラブ活動への参加を推進していきます。

小学校への接続を円滑に行うため、こども園・幼稚園・保育園・小学校の教職員間の意見交換等により健全なこどもの育成に努めながら、教育、保育の一体的な提供の推進に向け、共通理解を図り、一貫した指導を行っていきます。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
「確かな学力」の向上の推進	継続	一人一台端末を効果的に活用するとともに、電子黒板を活用した指導力の向上、少人数指導等によるきめ細やかな指導の充実を図ります。 思考力や判断力・表現力が身に付けられる授業を展開できる教員の育成を図ります。
「総合的な学習の時間」の実施	継続	地域の教育資源を活用し、森林環境やブルーフラッグについての学習等、創意工夫をした特色ある総合的な学習を展開します。
健全な身体づくり（部活動の実施、体育行事の実施）	継続	主な学校行事として、運動会・体育祭やマラソン大会等を実施します。 多くの生徒が部活動や地域のクラブ活動に参加し、熱心に取り組める体制づくりに努めます。
信頼できる学校づくり（学校教育目標の公表・学校評価の実施）	継続	年度初めに学校教育目標を明らかにし、日々の実践を積み重ね、定期的に学校評価を保護者に依頼しています。 各学校独自の評価を実施し、次年度の取り組みに活かします。
教職員間の意見交換会の実施	継続	こども園・幼稚園・保育園・小学校の教職員間で意見交換会を実施するなど、教育、保育の一体的な提供の推進に向け、共通理解を図ることで、健全なこどもの育成に努めます。

⑤いじめ・不登校などへの対応

いじめや不登校など学校生活での悩み・課題をもつ子どもへの対応・支援として、被害を受けた子どもの保護対策に努めるとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談体制の拡充、各種相談窓口や関係機関等との連携を図れるように努めます。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
いじめ等の被害にあった子どもの保護	継続	いじめ等の被害を受けた子どもに対し、家庭相談員や家庭教育指導員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員が学校・警察署・児童相談所等と連携を図り、保護、対策を協議します。
不登校・引きこもり対策	継続	不登校や引きこもりについて、学校全体で当該児童生徒に関する共通理解を深め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員や家庭教育指導員の支援により、学校で適切な指導を行うとともに、関係機関との連携を図ります。
相談体制の拡充	継続	いじめ問題メール窓口やいじめ相談アプリを活用し、相談窓口の充実を図るとともに、訪問相談担当教員、スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員が児童生徒や保護者の相談に対応します。

基本目標３：親・家庭への支援

（１）家庭と地域の教育力の向上

本市は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的認識のもとに、家庭の教育力を総合的に高めるための支援を図ります。

①親業講座・家庭教育学級

こどもの健全な自立のために、家庭や地域で見守られながら健やかに成長することが大切です。より良い親子関係を築くための保護者向けの講座や、親子で参加できる講座等を開催します。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
親業講座	継続	親としてこどもの心を理解し、より良い親子関係を築くため、親としての役割やこどもとのコミュニケーションの方法を学ぶ機会として親業講座を開催します。
家庭教育学級	継続	安らぎのある楽しい家庭をつくるため、こどもと前向きに向き合い子育てすることにより、家庭の教育力を高めることを目的に家庭教育学級を開催します。

（２）子育て家庭の経済的支援の推進

本市は、全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、将来に向けての夢や希望を持つことができるよう、各種の助成や手当等の支給、費用の減免等、様々な法制度に基づく支援を組み合わせ、経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促進します。

①子ども医療費助成

今後も市独自の制度により、子ども医療費の無償化を実施し、子育て家庭への経済的負担の軽減を図ります。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
子ども医療費助成	継続	18歳に達する日以降の最初の3月31日までのこどもの通院・入院・調剤等の医療費を対象に本市独自の制度で助成します。

②保育料・給食費の減免

こどもを産み、育てやすい環境づくりのため、保育料等の減免について、今後も国の基準枠より拡充して市独自に保育料や給食費の減免を行い、子育て家庭への経済的負担の軽減を図ります。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
保育料の減免制度 (0～2歳児)	継続	少子化対策の視点からこどもを産み・育てやすい環境づくりのため、国の基準に比べ、負担の少ない基準を市で設定し、保育料を助成します。 また、第3子以降のこどもの保育料を免除します。
給食費の減免制度 (3～5歳児)	継続	本市独自で主食費の免除を行います。 また、一定の所得以下の世帯のこどもと第3子以降のこどもについては、副食費を免除します。

③こどもの貧困・ひとり親家庭への支援

家庭の経済状況に左右されることなく、こどもが望む将来を支援するため、地域や家庭の実情に配慮したこどもの支援（学習支援等）に努めます。

また、ひとり親世帯は増加傾向であり、相談活動と自立に向けての支援策を推進するとともに、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費等助成により、ひとり親家庭への経済的負担の軽減を図ります。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
ひとり親世帯児童虐待防止対策	継続	保健福祉・教育関係の各窓口において、ひとり親家庭等の子育てや各種制度についての相談に対応することで虐待防止に努めます。 また、地域での相談には、民生委員・児童委員が対応します。
母子家庭自立支援給付金事業	継続	高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金により、生活の負担の軽減とひとり親家庭の自立の促進を図ります。
生活困窮世帯のこどもに対する学習支援	継続	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯のこどもを対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学や卒業を支援することで、こどもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。
児童扶養手当	継続	ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給します。
ひとり親家庭等医療費等の助成	継続	ひとり親及びその児童に対し、医療費・調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金を支給します。

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
就学援助制度	継続	教育委員会が認める要保護・準要保護児童生徒等の保護者に対して、就学援助費を支給します。

④児童手当等助成

児童手当の支給、未熟児養育医療の給付、特定不妊治療費の助成等により、子育て家庭への経済的負担の軽減を図ります。

また、障がい児の養育に関する経済的支援の推進に努めます。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
児童手当	継続	国の制度に基づき、18歳に達する日以降の最初の3月31日までのこどもをもつ家庭を対象に児童手当を支給します。
児童扶養手当（再掲）	継続	ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給します。
未熟児養育医療給付事業	継続	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま出産し、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担します。
障がい児の養育に関する経済的支援の推進	継続	国の制度に基づき、特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給します。

基本目標４：地域・社会全体での支援

（１）安心して子育てできるまちづくりの推進

本市は、犯罪被害や事故からの安全を確保することが全てのこどもたちが健やかに育つための大前提であることから、こどもや子育て家庭が地域社会で安心して生活できる環境整備を図るとともに、犯罪や事故に巻き込まれることのないよう、地域住民全体での見守り活動を推進します。

また、こどもたちの健全育成に向けて、年齢や発達の程度に応じて、多様な体験や交流機会を提供します。

①安全で快適な住環境整備の推進

「山武市総合計画」などのまちづくり計画に基づき、こどもと子育て家庭が快適に暮らせるように、生活環境の向上を図るための整備を促進します。

子育て家庭の住宅の確保について、公営住宅の利用等を踏まえ、公営住宅の維持・管理に取り組みます。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
公園の適正な管理	継続	都市公園及び条例公園について、維持管理を行います。 また、県立都市公園が１か所設置されています。
道路網の整備・維持管理	継続	交通安全看板、ガードレールやカーブミラー等について、各地区及び学校からの要望により市が設置し、維持管理を行います。 信号機・交通規制については、公安委員会へ要望を伝えます。
公営住宅の管理・整備	継続	公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低所得者へ低廉な家賃で住宅を提供します。 また、市営住宅の運営管理と施設維持管理を効率的に行い、住宅を確保します。

②地域安全活動の推進

季節ごとの交通安全運動期間中に、交通安全協会の協力により交通安全啓発キャンペーンや主要交差点において街頭監視と交通安全指導の実施、小中学校では警察と交通安全協会の協力による交通安全教室の開催など、関係機関と地域の協力を得ながら、交通安全についてのマナーの啓発と交通安全活動を推進します。

また、地域でこどもを守り、こどもが安全に育ち、子育て家庭が安心して暮らせるように、地域と連携して「地域を守る、こどもを守る活動」を推進します。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
交通安全活動・教育	継続	警察署・交通安全協会と協力して、交通安全マナー等の意識向上を図ります。 また、幼児の交通事故防止のため交通安全について、こども園・幼稚園・保育園・学校での交通安全教室の実施などにより、交通ルールやマナーについての啓発を行います。
防犯対策	継続	防犯協会や防犯パトロール隊が定期的に青色回転灯搭載車で市内をパトロールします。 県、市、防犯協会指導員による、防犯キャンペーンや防災行政無線・広報紙による啓発活動を行います。 青少年育成市民会議会員による夜間パトロールを実施します。 また、こどもたちを犯罪から守るため、携帯電話等に防犯情報を配信します。
青少年環境対策	継続	青少年の健全育成・非行防止及び犯罪被害防止のため、県が実施しているインターネットパトロール等の内容を市内中学校に情報提供します。
登下校時の安全活動	継続	子ども見守り隊をはじめとする地域ボランティアによる見守り活動や、中学生による防災行政無線での小学生下校時の見守り協力依頼を行います。
こども園・幼稚園・学校等の安全活動	継続	園・学校安全マニュアルに基づいて、毎月1回の安全点検と防犯上の問題等を確認します。 門扉の施錠、来園・来校者の対応、教室・職員室等への連絡体制の徹底等の安全対策を行います。

③児童健全育成活動の推進

子ども会を含めた青少年健全育成団体の活動を継続的に支援するとともに、団体相互の協力や連携を促進します。

また、こどもたちの健全育成を地域で見守るため、PTAや地域と連携した児童健全育成活動を推進します。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
児童の健全育成	継続	児童生徒の健全育成に関する「生徒指導計画」の策定や、学校や学習への適応指導、基本的な生活習慣の指導及び問題行動に関する指導を行います。
青少年健全育成事業	継続	青少年相談員及び青少年育成市民会議会員による健全育成活動を行います。 地域・学校・家庭の連携で、青少年健全育成に取り組めます。

④多様な体験活動機会の拡充

世代間交流のための場として、各地区の施設を活用し、地域で多様な体験の場やふれあいの場、異なる世代、異なる年齢のこども同士の交流の場を確保し、地域住民の参加を促進します。

また、グローバル化する多様性社会において、世界に目を向けた青少年の育成にも努めます。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
世代間交流の推進	継続	こども園・幼稚園等の行事に高齢者を招待するなどの交流事業や地区社会福祉協議会主催の「いきいきふれあいサロン」等を実施します。
読書活動の推進、子ども会活動	継続	山武市子どもの読書活動推進計画に基づき、図書館や家庭での読み聞かせの機会醸成や、おすすめの本を提示することで良好な読書環境を形成します。 子ども会活動等の充実・発展のため支援を行います。
職業体験学習等	継続	小・中学校にて職場見学、職場体験、職業に関する講話等を実施します。
青少年国際相互交流事業	継続	市内の中・高生を主に海外へ派遣する、また他国からの学生を招き交流することで、異文化理解力及びコミュニケーション能力の育成を図り、グローバル化をはじめとする多様性社会に対応する青少年の育成に努めます。

(2) 仕事と家庭生活の両立支援

本市は、性別にかかわらず、市民がその個性と能力を十分に発揮できるよう、市の男女共同参画計画に基づき、家庭・地域における男女共同参画の環境づくりや男女が共に参画し活躍する社会づくりなどに向けた取り組みを推進します。

①男女共同参画の推進

「山武市男女共同参画計画」に基づき、全ての人の男女平等意識の向上に努め、男女がともに暮らしやすいまちづくりを創造するための取り組みを推進します。

【主な事業・取り組み】

事業・取り組み	区分	事業等の内容・方針
男女共同参画の推進	継続	職員研修会、住民対象の講演会を開催し、男女共同参画意識の向上に努めます。

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策の設定について

(1) 概要

子ども・子育て支援事業計画については、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び手引きに基づき、教育・保育提供区域ごとに、就学前の教育・保育（こども園、幼稚園、保育園等）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み※」を設定し、それに対応する「確保方策※」を定めることになっています。

※量の見込み…計画期間中の各年度における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みのことです。

※確保方策…「量の見込み」に対応する、計画期間中の各年度における提供体制の確保の内容及びその時期のことです。

(2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域のことです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、平日日中の教育・保育（こども園、幼稚園、保育園等）及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載する必要があります。

本市では、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案し、第2期計画で市内全域を1つの教育・保育提供区域と設定しており、本計画（第3期計画）においてもこの考え方を踏襲します。

(3) 量の見込み及び確保方策を設定する事業

量の見込み及び確保方策を設定する事業は、就学前の教育・保育（こども園、幼稚園、保育園・地域型保育事業等）と地域子ども・子育て支援事業です。

【教育・保育】

支給認定区分		対象の家庭	利用する事業	事業の概要
1号	こどもが満3歳以上	専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭	こども園	こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施
2号	こどもが満3歳以上	共働きであるが、幼稚園等の利用を希望する家庭	幼稚園	幼稚園等で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施するとともに、預かり保育を実施
	こどもが満3歳以上	共働きの家庭	- こども園 - 保育園 - 企業主導型保育施設の地域枠※1	こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応
3号	こどもが満3歳未満	共働きの家庭	- こども園 - 保育園 - 地域型保育事業 - 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）※2 - 企業主導型保育施設の地域枠	こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）等で、上記と同様の対応

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外のこどもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができます。

※2 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

【地域子ども・子育て支援事業】※国の事業メニューであり、本市で未実施の事業を含む

事業		事業概要	対象年齢等
①	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、事業類型は、子育て支援事業や保育園等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを市の窓口等に配置する「特定型」、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に相談支援等を行う「こども家庭センター型」の3種類	妊産婦、子育て中の親子等
②	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。子育て支援センターなど	0～2歳※
③	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業	0歳
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
⑥	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
⑦	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))	0～5歳

※地域子育て支援拠点事業については、子育て支援センターの利用年齢等は就学前児童(0～5歳)ですが、主な対象者として未就園児の多い0～2歳の量の見込み等を設定します。

事業		事業概要	対象年齢等
⑧	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	0～5歳、1～6年生
⑨	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業	幼稚園型 3～5歳（幼稚園在園児）
			幼稚園型以外 0～5歳
⑩	延長保育事業	保育認定（2号、3号）を受けたこどもが、保護者の勤務条件や家庭の事情により、利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、こども園等において保育を実施する事業	0～5歳
⑪	病児・病後児保育事業	病気又は病気回復期の児童について、医療機関・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	0～5歳、1～6年生
⑫	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	1～6年生
⑬	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園、保育園などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	低所得で生計が困難である支給認定保護者のこども
⑭	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	幼稚園、保育園などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育園などの設置又は運営を促進するための事業	新規参入施設等の事業者
⑮	妊婦等包括相談支援事業	①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業	妊産婦、夫、パートナー、同居家族等
⑯	産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業	産後ケアを必要とする者

事業		事業概要	対象年齢等
⑰	【新規事業】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育園等を利用できる事業	こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童
⑱	【新規事業】 子育て世帯訪問支援事業	対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等
⑲	【新規事業】 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業	不適切な養育環境にあたり、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及び保護者
⑳	【新規事業】 親子関係形成支援事業	児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等

※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置付けられていますが、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」として実施されます。

（４）量の見込みの推計方法

各事業の量の見込みは、第2期計画期間（令和2年度～6年度）における各事業の実績（実績の伸び等）に基づき推計を行いました。

また、国の法改正等による新規事業については、想定される各事業の対象世帯数や児童数等を勘案し、量の見込みを設定しました。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（教育を希望し、認定を受けた3～5歳の就学前児童）

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		180	174	153	135	115	105
②確保量 （提供量）	特定教育・保育施設	414	230	230	230	230	230
②－①		234	56	77	95	115	125

■ 確保方策

本市では令和6年度現在、特定教育・保育施設6園（こども園5園、幼稚園1園）と市外の幼稚園で1号認定こどもを受け入れており、今後も既存の供給体制で量の見込みの確保を図ります。

(2) 2号認定（保育の必要性の認定を受けた3～5歳の就学前児童）

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		465	479	453	431	398	396
②確保量 （提供量）	特定教育・保育施設	512	540	540	540	540	540
②－①		47	61	87	109	142	144

■ 確保方策

本市では令和6年度現在、特定教育・保育施設8園（こども園5園、保育園3園）で2号認定こどもを受け入れており、今後も既存の供給体制で量の見込みの確保を図ります。

(3) 3号認定（保育の必要性の認定を受けた3歳未満の就学前児童）

【0歳】

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		21	23	23	23	23	23
②確保量 （提供量）	特定教育・保育施設	39	42	42	42	42	42
	特定地域型保育事業	4	4	4	4	4	4
	計	43	46	46	46	46	46
②－①		22	23	23	23	23	23

【1歳】

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		80	77	80	78	77	75
②確保量 （提供量）	特定教育・保育施設	94	98	98	98	98	98
	特定地域型保育事業	5	5	5	5	5	5
	計	99	103	103	103	103	103
②－①		19	26	23	25	26	28

【2歳】

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		122	101	96	100	97	95
②確保量 （提供量）	特定教育・保育施設	126	130	130	130	130	130
	特定地域型保育事業	6	6	6	6	6	6
	計	132	136	136	136	136	136
②－①		10	35	40	36	39	41

■ 確保方策

本市では令和6年度現在、特定教育・保育施設8園（こども園5園、保育園3園）と特定地域型保育事業（小規模保育事業所1か所、家庭的保育事業所1か所）で3号認定こどもを受け入れており、今後も既存の供給体制で量の見込みの確保を図ります。

(4) 認定区分ごとの利用定員（提供量）

（単位：人）

施設区分	施設名		0歳	1歳	2歳	1号認定			計
						3歳	4歳	5歳	
幼稚園	公立	日向幼稚園	—	—	—	25	30	30	85
認定こども園	公立	なるとうこども園	—	—	—	15	15	20	50
	公立	しらはたこども園	—	—	—	10	15	15	40
	公立	なんごうこども園	—	—	—	0	5	5	10
	公立	まつおこども園	—	—	—	5	5	10	20
	公立	おおひらこども園	—	—	—	5	10	10	25
合 計			—	—	—	60	80	90	230

施設区分	施設名		3号認定			2号認定			計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
認定こども園	公立	なるとうこども園	6	24	30	40	40	40	180
	公立	しらはたこども園	6	14	20	25	25	30	120
	公立	なんごうこども園	3	10	17	15	15	20	80
	公立	まつおこども園	3	10	17	20	25	25	100
	公立	おおひらこども園	3	10	12	20	20	25	90
	小 計①		21	68	96	120	125	140	570
保育園	私立	日向保育園	9	12	12	18	19	20	90
	私立	若杉保育園	9	12	12	18	19	20	90
	私立	蓮沼保育園	3	6	10	13	14	14	60
	小 計②		21	30	34	49	52	54	240
地域型保育	私立	キッズアップ	2	1	2	—	—	—	5
	私立	五反田こどもの家	2	4	4	—	—	—	10
	小 計③		4	5	6	—	—	—	15
合 計（①+②+③）			46	103	136	169	177	194	825

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業には、「基本型（子育て支援事業や保育園等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う）」、「特定型（いわゆる保育コンシェルジュを窓口等に配置する）」、「こども家庭センター型（母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行う）」の3種類があります。

なお、児童福祉法の改正に伴い、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設（こども家庭センター）とともに、子育てに関する相談及び助言を行う身近な相談機関（地域子育て相談機関）の整備が努力義務となっています。

単位：実施か所数（か所）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1	1	1	1	1	1
②確保量 （提供量）	基本型	0	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型 （旧母子保健型）	1	1	1	1	1	1
	合計	1	1	1	1	1	1

【新規事業】地域子育て相談機関

単位：実施か所数（か所）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			4	4	4	4	4
②確保量（提供量）			4	4	4	4	4

■ 確保方策

子育て世代包括支援センター（はぴねす）で実施してきた旧母子保健型の事業について、新たに開設するこども家庭センターにおいて「こども家庭センター型」を実施します。

また、新規事業の地域子育て相談機関は、国から「中学校区に1か所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましい」という考え方が示されていることから、身近な相談窓口として育児等に関する相談対応を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：延利用者数（人回）、か所

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		3,500	3,282	3,395	3,541	3,597	3,654
②確保量	延利用者数（人回）		3,282	3,395	3,541	3,597	3,654
（提供量）	実施か所数（か所）		6	6	6	6	6

■ 確保方策

今後もこども園、保育園（令和6年度現在6か所で実施）の体制で、量の見込みの確保を図ります。子育ての悩みや育児不安の解消、親子や保護者同士の交流の促進を図ります。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：妊娠届出数（人）、延利用回数（人回）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数	180	172	165	160	154	149
	延利用回数	1,830	1,743	1,672	1,621	1,560	1,510
②確保量（提供量）			1,743	1,672	1,621	1,560	1,510

■ 確保方策

今後も医療機関での利用回数に応じた助成を図るとともに、未受診者のフォローに努め、安心して妊娠・出産できるよう妊婦の支援を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

単位：訪問乳児数（人）

	実績	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	160	148	143	138	133	129
②確保量（提供量）		148	143	138	133	129

■ 確保方策

今後も既存の体制（助産師又は保健師による訪問）で、里帰り出産も含め生後4か月までの乳児のいる家庭の全数訪問をめざします。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本市では、令和6年度現在未実施の事業であり、令和7年度以降も本事業の実施は想定せず、要保護児童対策として家庭相談員又は保健師等が訪問し、相談・指導を行うかたちで、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭等で、養育支援が必要な家庭を支援します。

なお、養育支援が必要なケース、相談等の状況を把握しつつ、必要に応じた本事業の実施を検討します。

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）※

山武市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

※量の見込みを設定する必要のない事業です。

■ 事業方針

今後も虐待防止等に向けて、本協議会を通じて、関係機関の連携強化を図ります。

（７）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

本市では、令和６年度現在未実施の事業であり、令和７年度以降も本事業の実施は想定せず、児童相談所等の関係機関と連携を図りつつ、保護を必要とするケースへの対応を図ります。

なお、保護を必要とするケース、相談等の状況を把握しつつ、必要に応じて本事業の実施体制の確保を検討します。

（８）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本市では、令和６年度現在未実施の事業であり、令和７年度以降も本事業の実施は想定していませんが、今後は、事業に対するニーズを把握しつつ、必要に応じて本事業の実施体制の確保を検討します。

（９）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【幼稚園等における在園児の一時預かり（幼稚園型）】

単位：延利用者数（人日）

		実績	推計				
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み		250	259	261	263	255	266
②確保量 （提供量）	一時預かり（幼稚園）		259	261	263	255	266

■ 確保方策

今後もこども園（令和６年度現在５園）において、在園児に対する一時預かり（預かり保育等）を実施します。

【保育園等における一時預かり（幼稚園型以外）】

単位：延利用者数（人日）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		280	284	292	301	300	311
②確保量 （提供量）	一時預かり（こども園、保育園、地域型保育事業所）		284	292	301	300	311

■ 確保方策

今後もこども園、保育園、地域型保育事業（令和6年度現在7園で実施）において、未就園児の一時預かりを実施し、ニーズに対応した保育士等の確保に努めます。

（10）延長保育事業

保育認定（2号、3号）を受けたこどもが、保護者の勤務条件や家庭の事情により、利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、こども園等において保育を実施する事業です。

単位：実利用者数（人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		275	289	293	299	297	308
②確保量（提供量）			289	293	299	297	308

■ 確保方策

今後もこども園、保育園（令和6年度現在8園で実施）において、事業を実施します。

(11) 病児・病後児保育事業

病気又は病気回復期の児童について、医療機関・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

単位：延利用者数（人日）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	病後児型	9	9	9	9	8	8
②確保量（提供量）			9	9	9	8	8

■ 確保方策

本市では、こども園（令和6年度現在1園で実施）において、こども園、幼稚園、保育園等の在園児が病気の回復期にあつて、集団保育が困難な期間、病後児保育室で保育を行う「病後児型」を実施しており、今後も現在の実施体制を継続します。

なお、病児保育については、ニーズを把握しつつ、必要に応じて本事業の実施体制の確保を検討します。

(12) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：実利用者数（人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	128	148	128	121	139	107
	2年生	117	115	129	112	106	115
	3年生	111	89	84	91	83	77
	4年生	74	81	68	64	71	61
	5年生	49	48	53	44	44	48
	6年生	22	34	31	38	31	29
	合計	501	515	493	470	474	437
②確保量（提供量）		520	520	520	520	520	520
②－①		19	5	27	50	46	83

■ 確保方策

今後も学童クラブ（令和6年度現在11クラブ）において、事業を実施します。なお、特別な配慮を必要とする児童の受入れにあたっては、学校や家庭に加え、専門機関や要保護児童対策地域協議会、障害児通所支援事業所等の関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業※

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園、保育園などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

※「量の見込み」を設定する必要のない事業です。

■ 事業方針

今後も対象者に必要な給付を実施します。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

幼稚園、保育園などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育園などの設置又は運営を促進するための事業です。

本市では、第2期計画期間中に本事業は未実施であり、令和7年度以降も本事業の実施は想定していません。

(15) 【新規事業※】妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業です。

※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、子ども・子育て支援事業計画への「量の見込み」の掲載は今回の第3期計画からとなります。

単位：面談実施合計回数等（人、回、人回）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実利用者数	193	172	165	160	154	149
	一人当たり面談回数	3	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	406	516	495	480	462	447
②確保量（提供量）			516	495	480	462	447

■ 確保方策

今後も保健師や助産師等による実施体制を確保し、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間の計3回の面談を実施します。

(16)【新規事業※】産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、子ども・子育て支援事業計画への「量の見込み」の掲載は今回の第3期計画からとなります。

単位：延利用産婦数等（人、人日）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	宿泊型	8	6	6	6	5	5
	通所型	22	21	20	20	19	18
	訪問型	30	28	26	26	25	24
	合計	60	55	52	52	49	47
	延利用産婦数	216	189	179	179	169	162
②確保量（提供量）			189	179	179	169	162

■ 確保方策

今後も保健師や助産師等による実施体制を確保します。

(17)【新規事業】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育園等を利用できる事業です。

単位：必要定員数（人）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳	7	7	7	7	7
	1歳	5	5	5	4	4
	2歳	4	4	4	4	4
	合計	16	16	16	15	15
②確保量（提供量）	0歳	7	7	7	7	7
	1歳	5	5	5	4	4
	2歳	4	4	4	4	4
	合計	16	16	16	15	15

■ 確保方策

令和7年度から実施し、必要な定員の受け入れを行えるよう、実施体制を確保します。

(18)【新規事業】子育て世帯訪問支援事業

保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラ一等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。

本市では、令和7年度以降の本事業の実施は、想定していませんが、要保護児童対策地域協議会で把握した支援を必要とする児童や世帯を対象に、民間による類似事業の紹介・情報提供などの支援を行います。

(19)【新規事業】児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。

本市では、令和7年度以降の本事業の実施は、想定していませんが、学校や自宅に居場所がない児童を対象に、民間による類似事業の紹介・情報提供などの支援を行います。

(20)【新規事業】親子関係形成支援事業

保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

本市では、令和7年度以降の本事業の実施は、想定していませんが、本事業の対象となるような保護者等を対象に、相談支援や関係機関と連携した支援を図ります。

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

本市では、第1期（平成27年度～平成31年度）、第2期（令和2年度～令和6年度）と、幼稚園及び保育園の認定こども園への移行が進んでいます。

今後も、利用者のニーズを踏まえた教育・保育の一体的提供と質の確保・向上を図るとともに、認定こども園、幼稚園、保育園と地域型保育事業（小規模保育等）の円滑な連携・接続のほか、小学校との接続時の円滑な連携が図られるよう、関係強化につながる取り組みを推進します。

（1）認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化などによらず、柔軟に、こどもを受け入れられる施設であり、今後も利用者のニーズや施設・設備等の状況、私立については設置者の意向を踏まえつつ、必要に応じて認定こども園への移行を検討します。

（2）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

質の高い教育・保育の提供を図るとともに、地域子ども・子育て支援事業の実施を通じて、乳幼児期から学齢期まで切れ目ない包括的な子ども・子育て支援を行います。

また、利用者支援事業等を通じて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する情報提供及び相談体制の充実に努めます。

（3）地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者と連携し、保育内容に関する支援を行います。

（4）認定こども園等と小学校等との連携

幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取り組みの推進については、これまでも双方向での交流や合同研修、授業参観などを行ってきました。

今後も認定こども園、幼稚園、保育園から小学校への円滑な接続を図るため、「アプローチ・カリキュラム」や事例集の作成、教員の交流事業などを実施し、こどもに関する情報の共有と一貫した指導につなげていきます。

（5）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、子育てのための施設等利用給付を円滑に行うため、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、市内の教育・保育施設等と連携し、公正かつ適正な支給に努めます。

5 総合的な施策の推進

本市は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用や質の向上に向けて、関係機関と連携した総合的な施策を推進します。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産前・産後休業、育児休業明けに、希望に応じて円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、新設することも家庭センター等を通じた相談支援の充実に努めます。

(2) こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、教育・保育施設等が連携し、児童虐待の早期発見と早期対応に取り組むとともに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や、児童相談所等の権限を要する場合は、関係法令に基づき児童相談所等の対応を求めるとともに、県が行う施策と連携を図りながら適切な対応に努めます。

また、県の専門機関や市内及び近隣自治体の事業所等と連携しつつ、障がい児や医療的ケア児等への支援を図ります。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働きやすい職場環境の整備、育児休業等制度の周知、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発などの施策と連携して取り組みます。

(4) 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進

こどもたちの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、「山武市子ども・子育て会議」をはじめ、子ども・子育て支援に関わる関係機関が参加する会議を定期的を開催し、各機関における課題等について議論し、共有を図ります。

第6章 計画の推進

1 関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、庁内関係課との連携を図るとともに、児童相談所、保健所、教育機関、医療機関、警察などとの緊密な連携を図り、情報を共有し、関係機関等と一体となった計画推進を図ります。

2 計画の点検・評価

本計画については、各年度の施策・事業の実施状況、教育・保育施設等の状況などについて、毎年度点検・評価するとともに、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

これらの点検・評価は山武市子ども・子育て会議において、第三者としての点検・評価を行います。

3 こども計画の策定

市町村においては、こども基本法第10条第2項に基づき「市町村こども計画」の策定が努力義務とされており、「市町村こども計画」は国のこども大綱や県のこども計画を勘案し策定する必要があります。

本市は、本計画（第3期山武市子ども・子育て支援事業計画）の見直しや改定時期等にあわせて、他の法律に基づく計画（子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」等）と一体とする「市町村こども計画」の策定に努めます。

4 こどもの意見聴取と施策等への反映

本市は、庁内関係課におけるこどもに関する施策の立案とともに、上記の「市町村こども計画」をはじめ、こどもに関する計画の策定にあたり、本市のこどもの状況やニーズをよりの確に捉えるため、アンケート調査や聞き取り調査等により、こどもの意見聴取を行い、施策や計画への反映に努めます。

資料編

1 計画の策定経緯

年	月	日	会議等	内容
令和5年	6	23	令和5年度 第1回 山武市子ども・子育て 会議	- 蓮沼保育園における利用定員の変更について - 第2期山武市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
令和6年	2	14	令和5年度 第2回 山武市子ども・子育て 会議	第3期山武市子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査について
	3		子ども・子育て支援に 関するアンケート調 査	- 就学前児童の保護者調査（配布1,071、回収559、回収率52.2%） - 小学生の保護者調査（配布1,355、回収622、回収率45.8%）
	6	26	令和6年度 第1回 山武市子ども・子育て 会議	- 第2期山武市子ども・子育て支援事業計画の実施結果について - 第3期山武市子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査結果について - 子ども・子育て会議及び第3期山武市子ども・子育て支援事業計画策定業務スケジュール案について
	10	30	令和6年度 第2回 山武市子ども・子育て 会議	- 第3期山武市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について - 第3期山武市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育等の量の見込み及び確保方策について
	12	25	令和6年度 第3回 山武市子ども・子育て 会議	- 第3期山武市子ども・子育て支援事業計画（素案）について - 第3期山武市子ども・子育て支援事業計画（素案）におけるパブリックコメントの実施について
令和7年	1 2	21 ～ 21	パブリックコメント	第3期山武市子ども・子育て支援事業計画（素案）について、パブリックコメントを実施
	2	10	令和6年度 第4回 山武市子ども・子育て 会議〈書面開催〉	- 公立こども園及び幼稚園における利用定員の変更について - 第3期山武市子ども・子育て支援事業計画（素案）の内容変更について

2 山武市子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第3項の規定により、山武市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

3 市長は、子ども・子育て会議に特別な事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議には、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、前条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償は、山武市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年山武市条例第42号）別表に定める額とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和2年12月14日条例第33号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月27日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 山武市子ども・子育て会議委員名簿

令和6年4月1日現在

No.	分 類	氏 名	役職名等	備考
1	学職経験者	山崎 喜世子	元山武市議会議員	会長
2	学職経験者	川瀬 力也	城西国際大学 福祉総合学部 助教	副会長
3	学識経験者	戸村 進	山武市青少年育成市民会議（会長）	
4	市立幼稚園保護者代表	並木 瞳	日向幼稚園（山武地区）	
5	市立こども園保護者代表	川島 由衣花	なんごうこども園（成東地区）	
6	//	秋葉 華奈	まつおこども園（松尾地区）	
7	私立保育園保護者代表	秋葉 暁	蓮沼保育園（蓮沼地区） 特別養護老人ホーム海施設長	
8	未就園児保護者代表	伊藤 彩	おおひら子育て支援センター	
9	子ども・子育て支援事業に従事する者	飯田 秀正	若杉保育園（園長）	
10	//	松野 早都美	さんむ医療センター 助産師	
11	//	石毛 美江子	学童保育事業指定管理受託事業者 （NPO 法人ひだまり）	
12	市立幼稚園職員代表	小関 啓子	日向幼稚園（園長）	
13	市立こども園職員代表	石橋 清美	なるとうこども園（園長）	
14	市民代表	矢光 素子	成東地区民生児童委員 主任児童委員	
15	//	酒井 朝美	山武市子ども会育成連絡協議会（顧問）	
16	//	藤ノ木 さやか	保健師	
17	市長が必要と認めたもの	長谷部 竜作	議会代表（文教厚生常任委員長）	
18	//	相葉 英樹	教育委員会委員	
19	//	渡辺 章	認可外保育施設長（宇宙あそびむら）	
20	//	関 勝美	市立小学校長代表（鳴浜小学校）	

4 国の法改正等の動向

参考1 こども基本法（令和4年法律第77号）の概要

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

〈6つの基本理念〉

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

参考2 こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の概要

こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

〈6つの基本的な方針〉

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

参考3 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが改正の趣旨です。

主なポイント	概要・事業等	
(1) こども家庭センターの設置とサポートプランの作成等	● 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。 ● この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。 ● 市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備等に努めなければならない。	
(2) 地域子ども・子育て支援事業に新規3事業を位置付け	①子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ● 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。例）調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言等
	②児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）	● 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ● 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
	③親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 ● 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う。例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等
(3) 地域子ども・子育て支援事業を拡充	①子育て短期支援事業	● 保護者がこどもと共に入所・利用可能とする。こどもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。 ● 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。
	②一時預かり事業	● 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

資料：こども家庭庁「改正児童福祉法の施行について」等

参考4 こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」の概要

全ての子ども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策を推進していくこととされており、「加速化プラン」は今後3年間の集中的な取り組みのことであります。

全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に向けた、具体的な施策の概要は次のとおりです。

具体的な施策	概要
（１）妊娠期からの切れ目のない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～	● 妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取り組みと課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の新たな相談支援事業として制度化する。 ● 産後ケア事業について、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付け、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取り組みを進める。
（２）幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～	● 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。 ● 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。
（３）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～	● 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。 ● 2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付とする。
（４）新・放課後子ども総合プランの着実な実施 ～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～	● 受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）の目標を加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組む。 ● 放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、2024年度から常勤職員配置の改善などを図る。
（５）多様な支援ニーズへの対応 ～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～	● こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。 ● 改正児童福祉法による包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。 ● 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障害の有無に関わらず、全てのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。

資料：内閣官房「こども未来戦略」（令和5年12月22日）

参考5 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の概要

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることなどを趣旨としています。

全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に関する2つの施策（こども誰でも通園制度の創設、産後ケア事業の提供体制の整備）について、その概要は次のとおりです。

◆こども誰でも通園制度の概要

	概要
対象となる子ども	● 認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満が対象 ● 認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象 ● 企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外
実施場所	● 認定こども園、幼稚園、保育園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
実施方法	● 定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない ● 実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない ● 対象となるこどもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施する ● 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する

資料：こども誰でも通園制度の試行的事業実施要綱案 概要

◆産後ケア事業の概要

	概要	
根拠法等	● 母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった事業であり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた。	
目的	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	
対象者	● 産後ケアを必要とする者	
内容	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）	
実施方法等	（1）宿泊型	病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
	（2）デイサービス型	個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
	（3）アウトリーチ型	実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

資料：こども家庭庁「産後ケア事業について」

第3期山武市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 山武市 保健福祉部 子育て支援課

〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地

TEL : 0475-80-2631 Fax : 0475-80-2650
